

※両面印刷用

建築行政共用データベースシステム 導入の手引き

第1章 導入準備

第2章 システム移行の考え方

平成23年6月

主な改訂履歴

Ver	発行日	改訂内容
1.0	21.08.14	初版（従前説明資料からの改訂点は本文に記載）
2.0	21.12.02	P.13～15 独自システムの改修について ICBA より IF 共通ツールを提供することに伴い、全般的に修正
		P.18～19 共用DBにおける登録情報の保護措置について ①契約上の措置 2) 登録内容に対する他の利用者からの参照制限の【説明】欄に追記
		P.25～26 台帳Sの利用料 定額部分の見直し、ストック部分の廃止
		P.27 補正值の表現訂正 建築士Sの利用料算定時、補正值の求め方に誤りを生じないようにわかりやすい表現に訂正
		P.31 既存データ移行費 ①(ア)ほくとの既存データを台帳S(IDC)に移行する場合及び (イ)ほくとの既存データを台帳S(庁内サーバ)に移行する場合の移行費の見直し
		P.40 (2)ICBA側の事由により、ほくと利用継続のやむなきに至った場合 (エ)ICBA以外のリース事業者の場合を追加
		P.41 (4)平成22年度以降もほくとを利用する場合で、①台帳Sの利用を予定している場合 ほくとの利用契約が存続する間の利用形態②の契約金額は無料とする旨を追加
3.0	22.09.06	資料名を「導入準備について」から「導入手引き」に変更
		用語・略称 道路Sの概要書表示機能（概要書版）の追加に伴い、道路Sを「道路S（庁内版＋庁外版）」と「道路S（概要書版）」に区分
		第1章 2（1）利用のラインアップ わかりやすい表現に訂正
		第1章 3（1）動作環境について ①庁内・社内LAN 「※台帳S（総合管理センター利用）をご検討の場合の注意点」を追記 ②クライアントPC 「※クライアントPCをインターネットに接続する場合の注意点」を追記 ⑦台帳S用サーバのOSのバージョンを更新（5.2→5.3）
		第1章 3（1）動作環境について及び（2）ネットワーク構成図 H22.5.17より法令DBも総合管理センターから提供開始したことに伴い、動作環境からインターネット接続を削除。同様の理由で、②クライアントPCの説明から大臣認定DB利用時の制約を削除
		第1章 3（1）動作環境について ②クライアントPC 動作環境として、差し込み印刷のためのソフトを追加、Microsoft ACCESS（建築士（登録）のみ）を追加
		第1章 3（3）IP-VPN敷設工事について 無償敷設期間終了に伴い、掲載情報の全面見直し
		第1章 3（4）JIS90の制限事項について わかりやすい表現に訂正
		第1章 3（5）情報部局との協議について 個別に対応することとし、本資料への掲載は中止
		第1章 4 独自システムの改修について これまでの問い合わせ等を踏まえた掲載情報の全面見直し
		第1章 5（4）共用DBにおける登録情報の保護措置について 実際に締結された利用契約のサンプルを抜粋して掲載
		第1章 6（3）調達仕様書 台帳Sの庁内サーバに係る調達仕様書の例を掲載
		第1章 7 利用料その他必要な経費 わかりやすさを考慮し、（1）～（2）を再構成（金額の変更はなし）

		<p>第1章 7 (5) 各サブシステムの利用料について 利用料算定の原則を、「共通事項」として整理 (E') 道路S (概要書版) の利用料を追加</p> <p>第1章 7 (7) その他必要な経費について ④道路S (概要書版) 運用開始に伴う経費 を追加</p> <p>第2章 1. 既存システムから台帳Sへの移行フロー 平成21年度の移行実施経過を踏まえた掲載情報の全面見直し ユーザー登録やマスタ (番号発番、申請手数料等) 設定を、稼働開始前に利用者側 で行う必要がある点を付記</p> <p>第2章 2. 移行期間における既存システムの運用と留意点 全項内容の見直しに伴う語句の整合 IDC、庁内サーバ及び独自システム各々についての説明を統合</p> <p>第2章 3. ほくとの利用延長について 章のタイトルを「平成22年4月に…」から変更</p> <p>第2章 3 (1) ほくとの利用延長の期限について ほくとの利用について、無条件に平成24年度末まで延長可能と改定</p> <p>第2章 3 (3) ほくと利用中の配信S等の運用について ほくと利用者に対する利用形態②の無料契約及び台帳Sの無償利用について説明を 簡潔化</p> <p>参考資料 1. 各サブシステムの資料リスト 時点修正</p> <p>参考資料 2. 共用DB利用者以外の法令DBの利用について 建築基準法関係法令及び建築士法令がICBA情報会員制度の特典である旨を追加 ②平成22年4月以降の利用方法において、 ※2 大臣認定DBの動作環境の注意点を削除 ※3 USBトークンが必要な旨を追加</p> <p>参考資料 3. IDC利用型と庁内サーバ型の比較について を追加</p> <p>参考資料 4. 質疑回答集 時点修正及び本文内容改訂に伴う見直し</p> <p>参考資料 準備作業チェックリスト 個別に対応することとし、本資料への掲載は中止</p>
3.1	22.10.05	<p>第1章 3 (1) 動作環境について ②クライアントPC ブラウザから、IE6SP2及びMozilla FireFox2.0を除外</p>
3.2	22.10.29	<p>第1章 4 独自システムの改修について 表における④改修コスト欄の誤記訂正 (内容変更なし)</p>
3.3	23.04.01	<p>ICBA組織変更に伴う担当部署名等訂正</p>
3.4	23.06.01	<p>第1章 2 (2) 利用サブシステムの選定 資料例示を削除</p> <p>第1章 3 (2) ②クライアントPCの動作環境にWindows7、IE7互換表示設定を 追加 その他わかりやすい表現に訂正</p> <p>第1章 3 (3) IP-VPN工事費を追記</p> <p>第1章 7 (7) その他必要な経費について ① (イ) 移行対象サーバ追加費の記載を削除 (ロ) 既存のEXCEL、ACCESS、独自システムの既存データを台帳Sに移行する場合、 ICBAへの依頼を推奨する旨記載変更 ② IP-VPN工事費を追記</p> <p>第2章 1. 既存システムから台帳Sへの移行フロー 独自システムからの移行をICBAで受託することに伴う訂正等</p> <p>第2章 2. 移行期間における既存システムの運用と留意点 (注) を実態に即してわかりやすい表現に訂正</p> <p>参考資料 1. サブシステムの資料リスト 削除、「建築物電子化・データ移行等支 援業務について」を追加</p> <p>参考資料 2. 共用DB利用者以外の法令DBの利用について わかりやすい表現に訂正</p> <p>参考資料 3. IDC利用型と庁内サーバ型の比較について 「災害発生時」を追加</p> <p>参考資料 4 質疑回答集 時点修正</p>

目 次

はじめに	6
用語・略称.....	7
第1章 導入準備.....	9
1. 導入フロー.....	10
2. 利用サブシステムの検討手順.....	11
(1) 利用のラインアップ	11
(2) 利用サブシステムの選定	11
3. 動作環境について.....	12
(1) 動作環境について	12
(2) ネットワーク構成図	15
(3) I P - V P N敷設工事について（指定確認検査機関対象）	16
(4) JIS90（WindowsXP）の制限事項について.....	17
4. 独自システムの改修について	18
(1) 改修の目的と内容	18
(2) 改修の方法.....	18
5. 個人情報保護上の確認について（特定行政庁のみ）	19
(1) 趣旨.....	19
(2) 個人情報保護条例の規定について.....	19
(3) 共用DBの利用上、確認すべき事項	19
(4) 共用DBにおける登録情報の保護措置について	20
6. 機器調達について.....	24
(1) 共用DB用機器について	24
(2) 調達仕様書（例）	24
7. 利用料その他必要な経費	26
(1) 利用料の概要	26
(2) 負担低減策.....	27
(3) 利用料の内容	27
(4) 負担低減策（その1）における「ほくと総負担額」の考え方.....	28
(6) 利用料算定シート	34
(7) その他必要な経費について.....	35
第2章 システム移行の考え方.....	37
1. 既存システムから台帳Sへの移行フロー	38
2. 移行期間における既存システムの運用と留意点	39
3. ほくとの利用延長について	40
(1) ほくとの利用延長の期限について.....	40
(2) I C B A側の事由により、ほくと利用継続のやむなきに至った場合	40
(3) ほくと利用中の配信S等の運用について	40
4. 特殊な移行について	40

参考資料.....	43
1. 建築物電子化・データ移行等支援業務について	44
(1) 業務内容	44
(2) 留意事項	44
2. 共用DB利用者以外の法令DBの利用について	45
3. IDC 利用型と庁内サーバー型の比較について	46
4. 質疑回答集.....	49

はじめに

日頃より建築行政共用データベースシステム（以下「共用DB」という。）に関する活動にご協力賜り、厚くお礼申し上げます。

この資料は、共用DB説明会等を通し、皆様からのご質問、ご意見を受け、新たに取り扱いを決めるべき事項、改めてお知らせが必要と思われるべき事項についてとりまとめたものです。

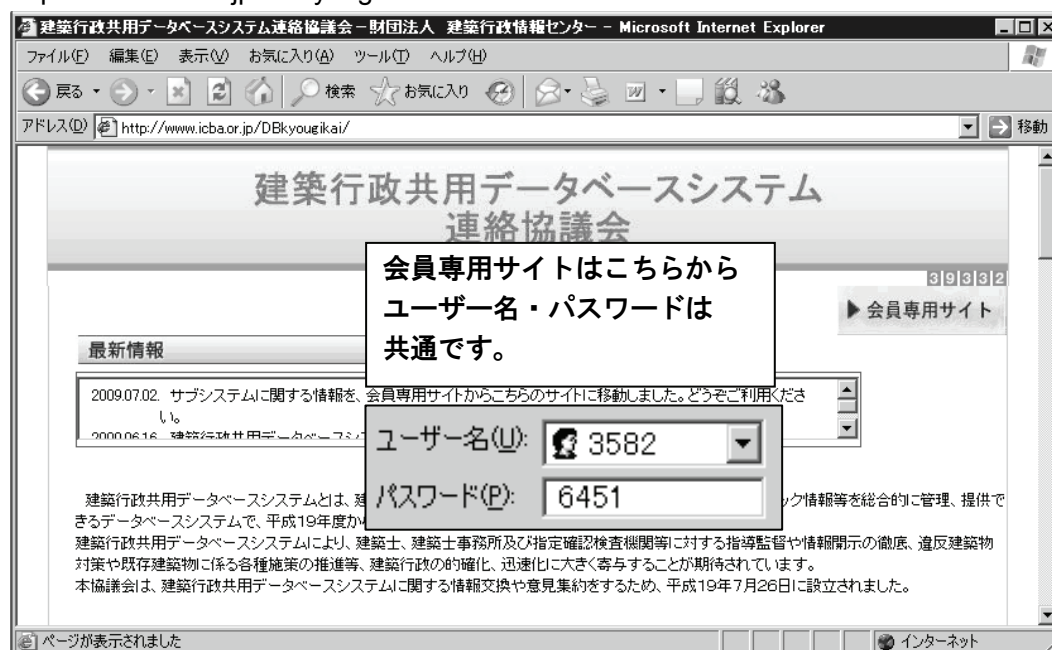
これまで配付させていただいた資料と重複する部分もございますが、ぜひ一度ご一読いただきますようお願いいたします。

なお、ご利用の契約、既存データの移行に係る契約事務を進める中で、本資料でなお不足する事項が発生することもあります。

つきましては、本資料の最新版を下記サイトに公開し、適時更新させていただきますので、よろしくご了承のほどお願い申し上げます。

建築行政共用データベースシステム連絡協議会ホームページ

<http://www.icba.or.jp/DBkyougikai/>



財団法人建築行政情報センター（ICBA）

用語・略称

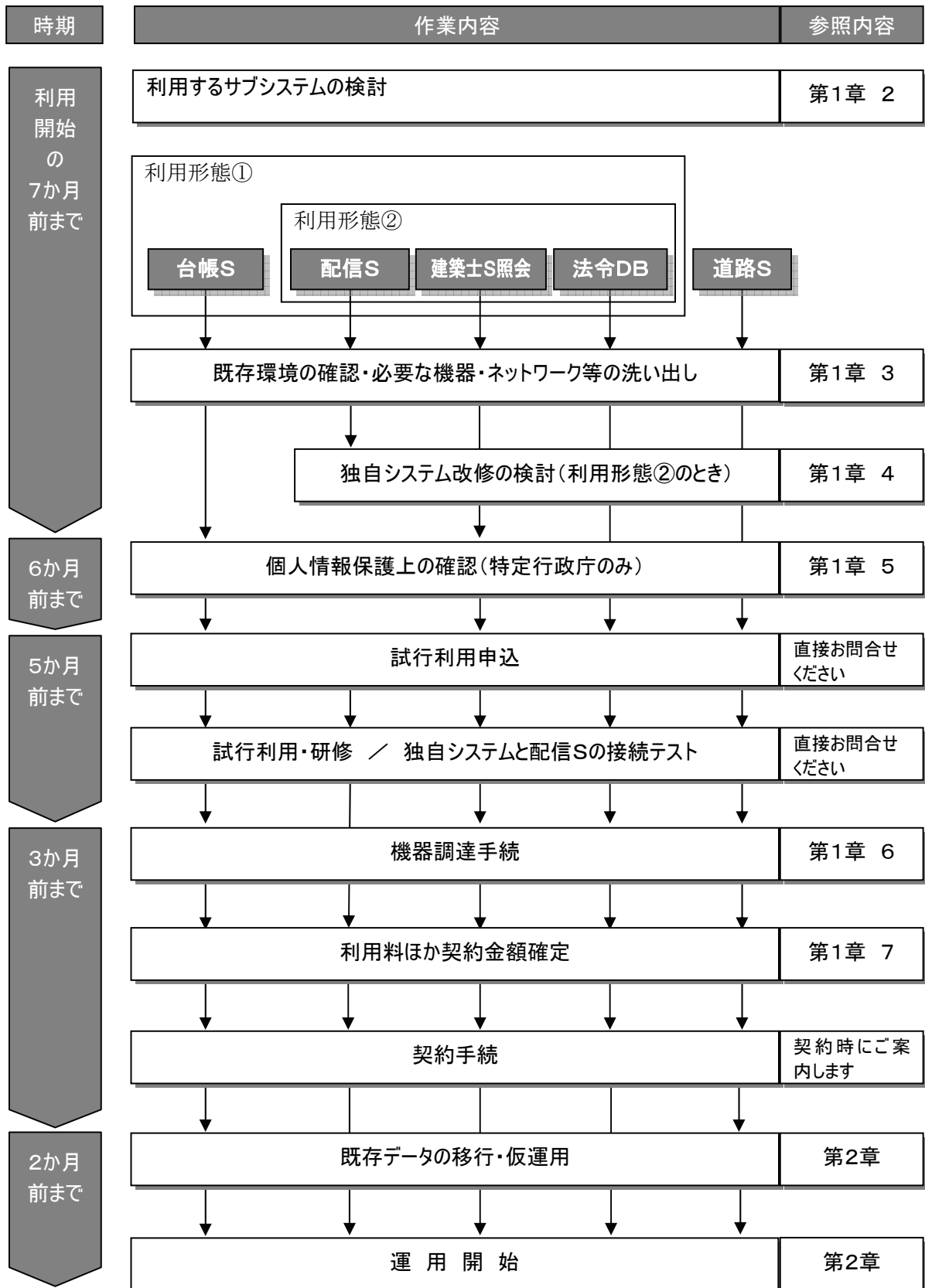
本文で用いた用語・略称の意味は下記のとおりです。

共用DB	: 建築行政共用データベースシステム
台帳S	: 台帳・帳簿登録閲覧システム
配信S	: 通知・報告配信システム
建築士S	: 建築士・事務所登録閲覧システム
建築士S（登録）	: 建築士・事務所登録閲覧システムの建築士法行政向け機能
建築士S（照会）	: 建築士・事務所登録閲覧システムの建築確認行政向け機能
道路S	: 道路情報登録閲覧システム
道路S（庁内版+庁外版）	: 道路情報登録閲覧システムの指定道路情報管理機能
道路S（概要書版）	: 道路情報登録閲覧システムの建築計画概要書表示機能
法令DB:	: 建築基準法令データベース
ほくと	: 建築確認支援システム「V7ほくと」を指し、特段の説明がない限り、ほくと以前のシステムである「すばる」、「すばるダッシュ」及び「すばるライト」を含む。
ASP	: 「Application Service Provider」 ソフトウェアをLGWANやIP-VPN、インターネットなどを通じて顧客に提供するサービス形態のこと。ユーザーはWebブラウザなどを通じて、ASPの保有するサーバにインストールされたアプリケーションソフトを利用する。
IDC（総合管理センター）	: 「Internet Data Center」 顧客のサーバを預かり、LGWAN、IP-VPN、インターネットなどへの接続回線や保守・運用サービスなどを提供する施設。
IP-VPN	: 通信事業者の保有する広域IP通信網を経由して構築される仮想私設通信網(VPN)のこと。通信事業者が独自に構築した閉域IP網を介して構築されたものをいう。
LGWAN	: 地方自治体のコンピュータネットワークを相互接続した広域ネットワーク。都道府県、市区町村の庁内ネットワークが接続されており、中央省庁の相互接続ネットワークである霞ヶ関WANにも接続されている。
インターフェース（IF）規定	: 二つのもの間に立って、情報のやり取りを仲介する規格。システム間でデータをやり取りする手順や形式を定めたものであり、建築行政共用データベースシステムでは、独自システムと通知・報告配信システムとの接続についての規格などを示す。
オンライン結合	: 通信回線を用いた電子計算機その他の情報機器の結合により、自治体が保有する個人情報や当該自治体以外の機関が随時入手可能とすること。
中間ファイル	: 台帳Sにデータを投入するための一定の基準を満たしたファイルまたはそのファイルフォーマット。
庁内サーバ型	: 閉じられた環境（庁内・自社内）にサーバ、クライアントを立ち上げて接続し、ソフトウェアなどを稼動する形態のこと。
独自システム	: 「独自台帳システム」及び「独自帳簿システム」など、各機関で各々利用している台帳システム及び帳簿システムをいう。
人月	: プロジェクトの工数（規模）をはかる単位の一つであり、「人数×月」を意味し、プロジェクトに投入する人員と、月で表した1人あたりのプロジェクト従事期間の積を表す。1人で1ヶ月掛かる仕事の量が1人月である。

第1章 導入準備

1. 導入フロー

共用DB導入までの作業の流れと、各作業に関する本資料の参照内容を示します。
 なお、時期は大まかな目安です。各機関で所要期間は異なります。



2. 利用サブシステムの検討手順

(1) 利用のラインアップ

利用者の区分ごとに利用可能なサブシステムは次のとおりです。

サブシステム名	都道府県	特定行政庁	指定確認 検査機関	備考
(A) 台帳S	○	○	○	・Aの利用には、B～Dの 利用が必須 (利用形態①)
(B) 配信S	○	○	○	・B～Dはセット利用のみ (利用形態②)
(C) 建築士S(照会)				
(D) 法令DB				
(E) 道路S(庁内版+庁外版)	○	○	対象外	・単独利用可能
(E') 道路S(概要書版)	○	○	対象外	・単独利用可能
(C') 建築士S(登録)	○ (全都道府県で 利用中)	対象外	対象外	・単独利用可能

- ・「ほくと」から移行する場合、(A) 及び (B) (C) (D) が利用対象となります。これを「**利用形態①**」と呼びます。
- ・独自の台帳システムを改修し、それを配信Sに接続して利用する場合、(B) (C) (D) が利用対象となります。これを「**利用形態②**」と呼びます。(B) (C) (D) はセット利用のみ可能で、単独の利用契約は扱っておりません (Dについては、巻末参考資料参照)。

(2) 利用サブシステムの選定

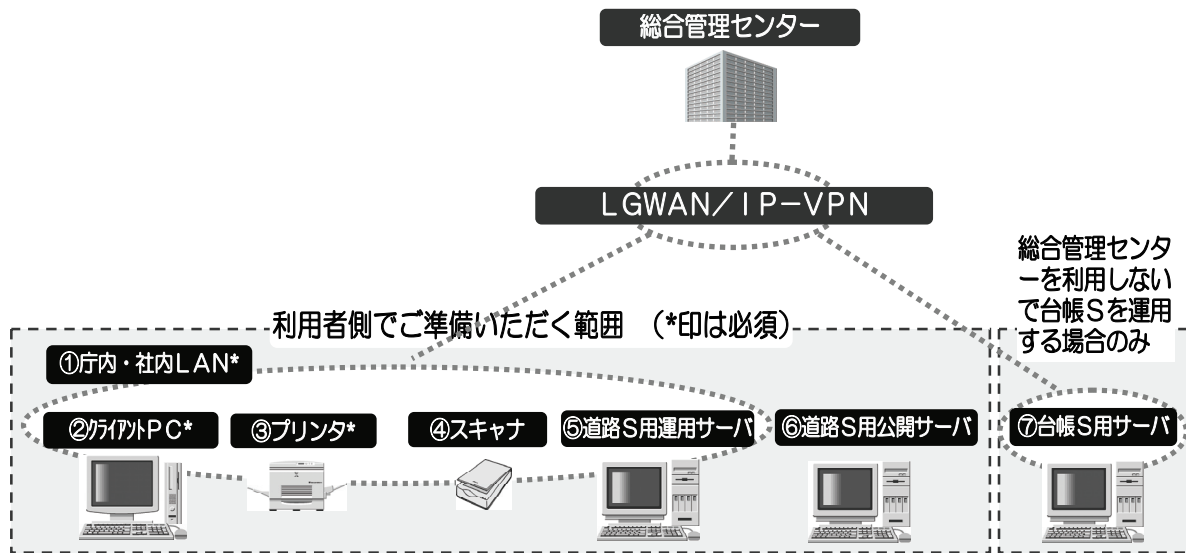
利用サブシステムの選定に当たり、サブシステムの利用メリットや仕様は建築行政共用データベースシステム連絡協議会ホームページ (<http://www.icba.or.jp/DBkyougikai/>) に資料を掲載していますのでご活用ください。

3. 動作環境について

下記内容を参考に、既存環境をご確認いただき、調達の必要なものをご判断ください。

(1) 動作環境について

建築行政共用データベースシステムの各サブシステムをご利用いただくための動作環境は下記に示すとおりです。



① 庁内・社内LAN (必須)

各サブシステムはクライアントPCのみで運用することはできないため、庁内・社内LANが必要です。庁内・社内LANは、総合管理センターのサーバと接続するため、特定行政庁はLGWAN、指定機関はIP-VPNへの接続も必須となります。

なお、台帳Sをご利用の場合に必要なLGWANの回線速度は、概ね1Mbps以上です。

※LGWANへの接続確認方法 (特定行政庁のみ)

下記URLにアクセスし、下記ポータルサイト画面が表示されましたら回線が接続されています。表示されない場合は、情報部局にお問い合わせください。

URL <https://icba.kenchikugyousei-db.asp.lgwan.jp/kksv01/kk1/>



※台帳S（総合管理センター利用）をご検討の場合の注意点

ネットワークのトラフィック（混雑度）等が原因と推定される台帳Sの応答速度低下事例が報告されております。台帳Sをご検討の場合は、事前に必ず本番環境に接続の上、庁内全体でL G W A N接続が集中する時間帯（業務開始時・日中・業務終了時）の応答速度をご確認ください。（本番環境への接続方法につきましては、I C B Aにお問合せください）

②クライアントPC（必須）

各サブシステムを利用する端末です。動作環境は下記のとおりです。

- ・OS：Microsoft WindowsXP SP2 以上／Microsoft Windows Vista
Microsoft Windows7
- ・ブラウザ：IE7／Mozilla FireFox3.0

IE8・IE9（いずれもIE7互換表示設定に限る）

- ・pdf ファイル閲覧のためのソフト
（台帳S及び建築士S（登録）による法定帳票印刷、道路Sによる指定道路図等表示）
- ・差し込み印刷のためのソフト：Microsoft WORD+EXCEL 推奨
（台帳S及び建築士S（登録）による任意帳票印刷）
- ・Microsoft ACCESS（建築士（登録）のみ）
- ・画面サイズ 1024×768 以上

※クライアントPCをインターネットに接続する場合の注意点

クライアントPCをインターネットに接続する場合は、クライアントPCにおける ①OSのセキュリティーパッチ、②ウイルス対策ソフトの対応をお願いします。

③プリンタ（必須）

各サブシステムによる帳票印刷等に利用します。機種等の指定は特にありません。

④スキャナ（画像情報を登録する場合は必須）

台帳Sにおける紙の建築計画概要書、道路Sにおける紙の道路図、建築士S（登録等）における外字イメージ取込み及び紙の業務報告書等の登録に利用します。

⑤道路S用運用サーバ（Webサーバ+DBサーバ）

道路S（庁内版+庁外版）または道路S（概要書版）を利用する場合に必要となります。庁内版+庁外版と概要書版のサーバは兼用とします。

1) Webサーバ

OS：Microsoft Windows Server 2003 SP2 (32bit)
CPU：Xeon DualCore 3GHz×2 相当 RAM：4,096 MB
HDD：15,000rpm／RAID5（推奨）／容量は対象地図や調書数、添付ファイルに応じて増減
（対象面積145 km²、調書数3万、1調書ごとの添付ファイル7MBとして1,800 GB程度。）
推奨周辺装置：バックアップ装置、無停電電源装置

2) DBサーバ（Webサーバと分けることを推奨しますが、路線数や予算に応じて兼用も可）

OS：Microsoft Windows Server 2003 SP2 (32bit)
CPU：Xeon DualCore 3GHz×2 相当 RAM：4,096 MB
HDD：15,000rpm／RAID1（推奨）／80 GB程度
（容量は調書数3万本程度の場合。調書数に応じて増減。）

⑥道路S用公開サーバ（Webサーバ+DBサーバ）

道路S（庁内版+庁外版）で登録した指定道路図・指定道路調書を庁内からインターネットで公開する場合に必要となります。

1) Web サーバ

OS : Microsoft Windows Server 2003 SP2 (32bit)
CPU : Xeon DualCore 3GHz×2 相当 RAM : 2,048 MB
HDD : 15,000rpm/RAID5 (推奨) / 容量は対象地図や調書数、添付ファイルに応じて増減
(対象面積 145 km²、調書数 3 万、1 調書ごとの添付ファイル 7MB として 520 GB 程度。)
推奨周辺装置 : バックアップ装置, 無停電電源装置

2) DB サーバ (Web サーバと分けることを推奨しますが、予算に応じて Web サーバと兼用も可)

OS : Microsoft Windows Server 2003 SP2 (32bit)
CPU : Xeon DualCore 3GHz×2 相当 RAM : 2,048 MB
HDD : 15,000rpm/RAID1 (推奨) / 80 GB 程度
(容量は調書数 3 万本程度の場合。調書数に応じて増減。)

⑦台帳S用サーバ (総合管理センターを利用しない場合)

建築計画概要書等、台帳Sへの登録情報を外部 (総合管理センターのサーバ) に保存することができない場合、または総合管理センターとの回線速度が概ね 1 Mbps 未満^{※注1}の場合に必要となります。

1) 小規模 (同時利用ユーザー5人程度)

OS : Red Hat Enterprise Linux 5.3 Advanced Platform Standard(64bit)^{※注2}
CPU : Xeon QuadCore 2.93GHz×1 相当 RAM : 8,192 MB
HDD : 300 GB 程度 (増設可能なこと) 15,000rpm/RAID1 (推奨)
必要周辺装置 : バックアップ装置, 無停電電源装置

2) 大規模 (同時利用ユーザー10人程度)

OS : Red Hat Enterprise Linux 5.3 Advanced Platform Standard(64bit)^{※注2}
CPU : Xeon QuadCore 2.93GHz×2 相当 RAM : 16,384 MB
HDD : 300 GB 程度 (増設可能なこと) 15,000rpm/RAID1 (推奨)
必要周辺装置 : バックアップ装置, 無停電電源装置

※注1 総合管理センターとのネットワークについて

台帳S用サーバを庁内に設置する場合でも、配信Sをご利用いただくために総合管理センターとのL GWANまたはI P-V PNによる接続は必要です。この場合、既存ネットワーク機器の設定変更が必要となることがありますので、情報部局にご確認ください。

なお、台帳S利用のための回線速度 1 Mbps はあくまで目安です。これより速度の低いネットワークの場合は、台帳Sでサイズの大きな添付ファイルの送受を頻繁に行うと応答速度が低下し、業務への影響が懸念されます。一方、配信Sについては送受を頻繁に行うものではないため、1 Mbps 未満であっても特に支障はないと思われま

※注2 OSについて

OSのライセンス (RedHat の Linux では「サブスクリプション」といいます) は、**利用期間分の購入が必要です**。サーバの構成によっても必要購入数が異なりますのでご注意ください。

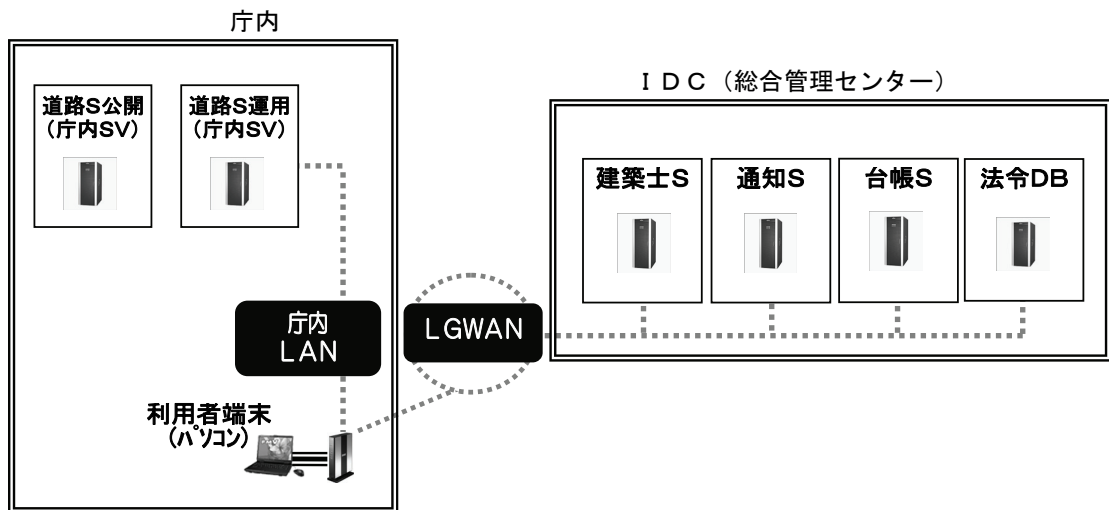
なお、台帳SはサーバのOSがLinuxとなるため、ほくと用サーバの流用はできません。

(2) ネットワーク構成図

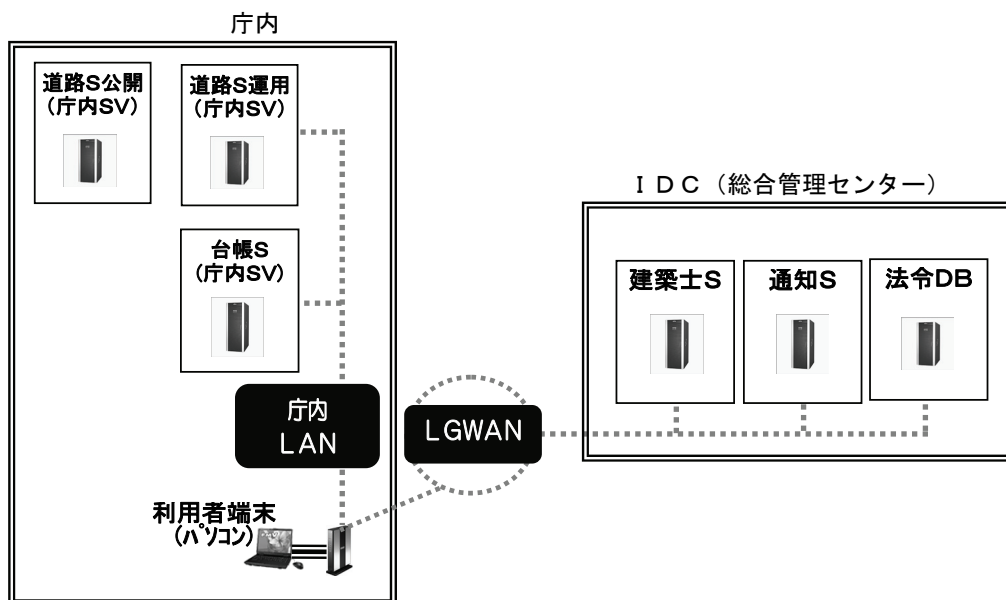
特定行政庁の構成例を示します。SVとはサーバを示します。

なお、指定確認検査機関においては、道路Sが利用対象外であるほかは、特定行政庁の構成に準じます。

①特定行政庁の標準的な構成例

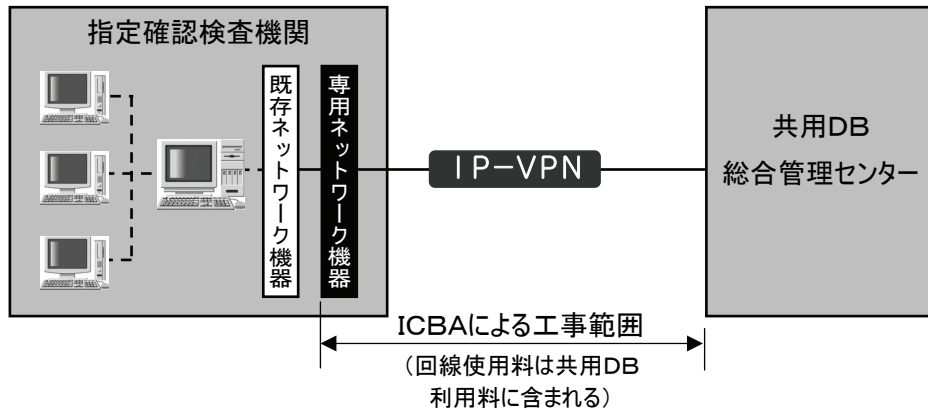


②特定行政庁で台帳Sを庁内サーバとした構成例



(3) IP-VPN敷設工事について（指定確認検査機関対象）

指定確認検査機関においては、共用DBご利用に当たり、IP-VPN敷設工事が必要となります。敷設工事は、共用DB用の仮想専用回線とするため、ご利用の契約手続きに合わせ、ICBAにて有償にて行わせていただきます。



< ICBAによる工事範囲 >

- ・原則として、接続拠点における専用ネットワーク機器設置までが敷設工事の範囲となります。
- ・ビル内へのケーブル引込等、設備配管工事も必要に応じて実施します。
- ・支店等を含め、複数の拠点に回線を敷設することも可能です。
- ・共用DB専用回線のため、専用ネットワーク機器から総合管理センターまでの回線敷設に係る契約先は、ICBAのみとなります。回線事業者（KDDI）に対する回線使用料は、共用DB利用者の利用分を一括してICBAが支払います。（回線使用料は共用DBの利用料に含まれます。）
- ・工事費は1拠点当たり税別25万円（税込262,500円）です。

< 敷設工事の流れ >

- ①事前打合せ（利用者・ICBA）
 - ・共用DB利用開始までに必要な作業について、電話等で確認します。
- ②現地調査（利用者・回線事業者）
 - ・ICBAによる工事費見積のため、回線事業者による現地調査を実施します。
- ③ネットワーク機器送付（回線事業者→利用者）
 - ・回線事業者よりネットワーク機器が送付されます。
- ④ネットワーク設定（利用者）
 - ・事前打合せの内容により、ネットワーク機器を接続の上、PCの設定を行っていただきます。

(4) JIS90 (WindowsXP) の制限事項について

都道府県等で建築士・建築士事務所の登録に利用しているPCの文字フォントは、すべてJIS2004を利用しています。

JIS2004で入力された文字をJIS90で表示した場合、下記のような制限事項がありますので、あらかじめご承知おきください。

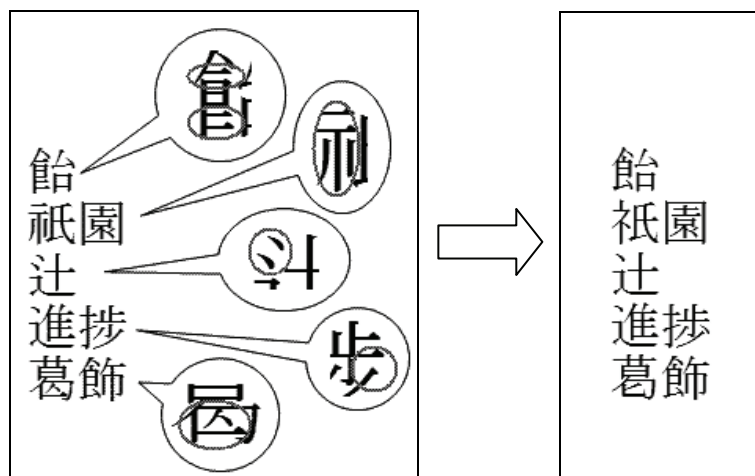
※図は microsoft 社 サポートオンラインより引用

①字体の相違が発生 (168 字)

異なる字形で表示される。

▼JIS2004 で入力

▼JIS90 で表示



②第3水準・第4水準 (3,695 字) の漢字

・や□ (スペース) で表示される。

なお、JIS2004では入力の際、下図のように「環境依存文字」と注記されるようになっています。



※JIS2004のフォントは下記より無償で入手可能です。

<http://support.microsoft.com/kb/927489/JA/>

JIS2004のフォントを利用するには、IME2007 または ATOK2008 以降の導入が必要となります。

4. 独自システムの改修について

(1) 改修の目的と内容

共用DBは「インターフェース規定書」等を公開しております。これに基づく改修により、独自システムで下表に掲げる事項に対応可能です。

なお、いずれの改修をした場合も、下表右欄に掲げる共用DBの利用契約が必要です。

目的	改修内容	改修コスト (目安)	共用DB 利用契約
①確認審査報告書等の送信（指定確認検査機関）	方法1 独自システムに、インターフェース規定による送信ファイルの出力機能を装備（配信Sにより当該出力ファイルを送信）	1～3人月程度	利用形態②の契約
	方法2 独自システムに送信機能を実装（ファイルを出力することなく登録データを直接送信）	10～13人月程度	利用形態②の契約
②確認審査報告書等の受信（特定行政庁）	①に準ずる	①に準ずる	利用形態②の契約
③IDC連携*による申請データ受信（特定行政庁・指定確認検査機関）	①に準ずる	①に準ずる (①または②と同時実施の場合は一般にコストが低減される)	利用形態②の契約
④道路Sによる建築計画概要書表示（特定行政庁）	・独自システムに、インターフェース規定による概要書データの出力機能を装備	1～3人月程度	道路S（概要書）の契約

*③IDC連携：FD申請に代わる方法として、申請者がインターネットを利用してIDC（総合管理センター）に送付した申請データを受信するものです。

(2) 改修の方法

「インターフェース規定書」等（下記サイトに掲載）に従い、改修してください。

建築行政共用データベースシステム連絡協議会ホームページ「通知・報告配信システム」
URL <http://www.icba.or.jp/DBkyougikai/haishin/index.htm>

5. 個人情報保護上の確認について（特定行政庁のみ）

（1）趣旨

自治体では、個人情報を収集、利用または提供する場合、自治体の個人情報保護条例に基づいて処理することとされています。

共用DBでは、サブシステムごとに詳細は異なりますが、ICBAの運営する総合管理センター（IDC）のサーバにデータを登録し、登録したデータの一部を他の機関と相互に参照するという仕組みがあります。

共用DBを利用するに当たっては、各自治体の個人情報保護条例に照らし、個人情報保護審査会等、あらかじめ必要な手続を済ませていただくようお願いします。

手続の要否、その方法については自治体ごとに異なります。個人情報保護条例で留意すべき規定と、手続が必要となる可能性のある点について説明しますので、利用に先立ち、個人情報保護条例を所管している部署と協議を終了しておいてください。

（2）個人情報保護条例の規定について

①収集・利用について

(ア)個人情報の収集は本人から収集するのが原則であり、本人以外から個人情報を収集し、利用する場合には本人同意や法令規定に基づく等の条件が必要になります。

(イ) この場合において、個人情報を収集、利用することについて、個人情報保護審査会の判断が必要な場合があります。

②外部提供（自機関が保有する個人情報を外部に提供すること）について

(ア)個人情報の提供が目的外であれば、外部提供に当たっては本人同意や法令の規定に基づく等の条件があります。

(イ)個人情報の提供について、個人情報保護審査会の判断が必要な場合があります。

注) 外部に個人情報を含むデータを管理させる場合、これが提供に該当し、条例上の手続が必要となる場合があります。

③オンライン結合（電子計算機を用いて、随時かつ任意に情報を提供）

以上のほか、オンライン結合により外部提供する場合、個人情報保護審査会の判断が必要な場合があります。

（3）共用DBの利用上、確認すべき事項

共用DBのサブシステム毎に、確認すべき事項は次のとおりです。

なお、個人情報保護審査会の判断が必要とされた場合、当該審査会の開催時期が共用DB利用開始時期に大きな影響がありますので、開催時期についてもあわせて個人情報保護部局にご確認をお願いします。

①建築士S [収集・利用に該当]

建築主事又は指定確認検査機関が、建築確認を実施する際に、建築士名簿記載項目、建築士事務所登録簿記載項目その他各都道府県が事務処理上必要と認める情報を収集し、利用することについて。

注) 建築士S稼働前に全ての都道府県で、建築主事等に建築士名簿等の項目をオンライン結合により、提供することの承諾を受けています。

②台帳S [オンライン結合による外部提供に該当]

(ア)建築基準法に定める台帳記載項目、その他自機関が事務処理上必要と認める情報を外部のサーバに登録（＝提供）することについて。

(イ) 登録された情報を、国・都道府県に提供すること及び随時かつ任意に参照可能な状態とすること（＝オンライン結合による提供）について。

(4) 共用DBにおける登録情報の保護措置について

共用DBにおいて、IDCのサーバに登録される情報（個人情報を含む）については、次の措置によって、登録した利用者自身以外のアクセスを制限しています。

①契約上の措置

利用者、ICBA各々が負うべき利用契約上の責任は次のとおりです。なお、**利用契約の記載内容は、条項番号や表現方法を含め、各利用者と個別に調整させていただきます。**

1) 登録情報の漏えい防止

利用契約 第8条第2項（契約サブシステム）
乙（ICBA）は、利用サブシステムに登録された建築行政事務情報を漏えいしないよう、利用サブシステムを厳正に管理する。特に個人情報保護の観点から、十分な管理を行う。

【説明】

利用者によって利用サブシステム（共用のサーバ）に登録された建築行政事務情報（具体的な内容は次項参照）の管理責任がICBA側にあることを明記しています。その具体的な管理方法については、②技術的措置に記載します。

2) 登録内容に対する他の利用者からの参照制限

利用契約 第6条（登録内容）
甲（利用者）がデータベースシステムに登録する建築行政事務情報は、契約サブシステムのうち、下表A欄に掲げる区分に応じ、B欄に記載のとおりとする。

A	B
①台帳・帳簿登録閲覧システム	建築基準法に定める台帳記載項目及び帳簿記載項目その他甲が事務処理上必要と認める情報
②通知・報告配信システム	建築基準法に定める指定確認検査機関から特定行政庁への報告記載事項その他甲が事務処理上必要と認める情報
④建築士・事務所登録閲覧システム（登録）	建築士名簿記載項目及び建築士事務所登録簿記載項目その他甲が事務処理上必要と認める情報

2 甲は、登録された建築行政事務情報のうち、甲があらかじめ同意する情報について、第1条に記載された者が照会、閲覧及び利用することを認める。
3 前項の規定による照会、閲覧及び利用の範囲並びに対象者については、別紙4に記載する。（以下略）

【説明】

第1項で利用サブシステムごとに、法に定める情報のほか、甲（利用者）が「事務処理上必要と認める情報」として建築行政事務情報を定義しています。すなわち、**建築行政事務情報を決めるのは利用者側にあることを明記**しています。

また第2項では、「甲（利用者）があらかじめ同意する情報」に限定し、「第1条に記載された者」が閲覧・利用することを甲（利用者）が認めるとしています。すなわち、**利用者自身以外の利用者が登録情報を参照できるかどうかは、利用者自身の事前同意を必要**としています。（**予め同意する情報はサブシステムごとに別紙4（後掲）に規定します。**）

なお、「第1条に記載された者」は、「国、都道府県、中央指定登録機関、都道府県指定登録機関、指定事務所登録機関、特定行政庁、指定確認検査機関、建築士、建築士事務所」が該当し、このうち**閲覧・利用を認める対象者もサブシステムごとに別紙4に規定します。**

別紙4

本契約第6条第2項及び第3項の規定により、甲が登録した建築行政事務情報のうち、本契約第1条に記載された者が照会、閲覧及び利用することについて、甲があらかじめ同意する範囲及び対象者は、次の各号に掲げるサブシステムの区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

1 台帳・帳簿登録閲覧システム（甲が都道府県、特定行政庁の場合に限る）

※対象者欄からいずれかを選択し、を塗りつぶしてください。

範囲	対象者
建築基準法第12条第7項に規定された台帳の記載事項 (建築基準法施行規則第6条の3第1項各号に定められた事項に限る)	<input type="checkbox"/> 下記対象者とする。 甲が都道府県にあつては、国 甲が特定行政庁にあつては、国及び甲の属する都道府県
	<input type="checkbox"/> 対象者の該当なし。

2 建築士・事務所登録閲覧システム（登録）（甲が国、都道府県または本契約第8条の規定による登録機関の場合に限る）

建築士法に基づく建築士名簿登録項目及び届出事項、建築士事務所登録簿登録項目その他甲が事務処理上必要と認めデータベースシステムに登録した情報のうち、下表範囲欄に掲げる情報及び当該各項の対象者欄に掲げる対象者

範囲	対象者
一級建築士登録等事務、処分等を行うために必要な事項	国(建築士法事務を行う者に限る)
二級建築士登録等事務、処分等を行うために必要な事項	甲以外の都道府県（建築士法事務を行う者に限る）
一級建築士登録等事務を行うために必要な事項	中央指定登録機関
二級建築士登録等事務を行うために必要な事項	都道府県指定登録機関
事務所登録等事務を行うために必要な事項	指定事務所登録機関
確認等事務を行うために必要な事項	特定行政庁及び指定確認検査機関
登録事項すべて	建築士及び建築士事務所（自らの登録された情報に限る）

3 建築基準法令データベース（甲が国の場合に限る）

範囲	対象者
建築基準法第68条の26に規定された構造方法等に係る認定書（プログラムに係る認定を除く）	特定行政庁及び指定確認検査機関

3) 個人情報の取扱

利用契約 第12条 (個人情報の取扱い)

- 1 乙は、建築行政事務情報に個人情報が含まれていることを認識し、その保護に最大限の努力をする。
- 2 個人情報の取扱いについては甲乙間で定め、別紙として本契約の一部とする。

【説明】

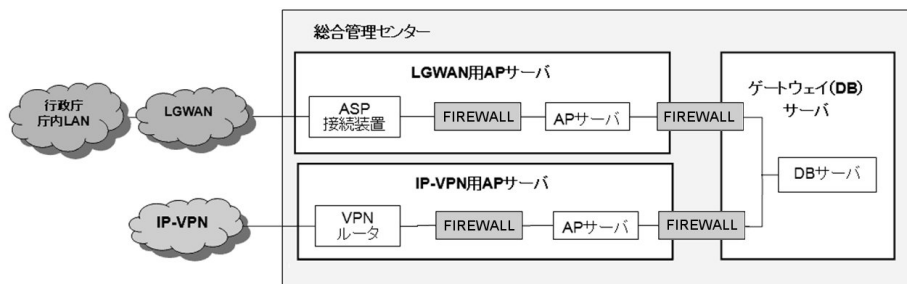
登録される情報のなかでも個人情報の保護については、乙（ICBA）が特に配慮することを記載し、その具体的内容については別紙として、利用者ごとに個別に定めています。（行政庁において定められたものを添付することを想定）

②技術的措置

データ参照の制限に関する技術的な措置は次のとおりです。

1) 不正アクセスの排除に関する保護措置

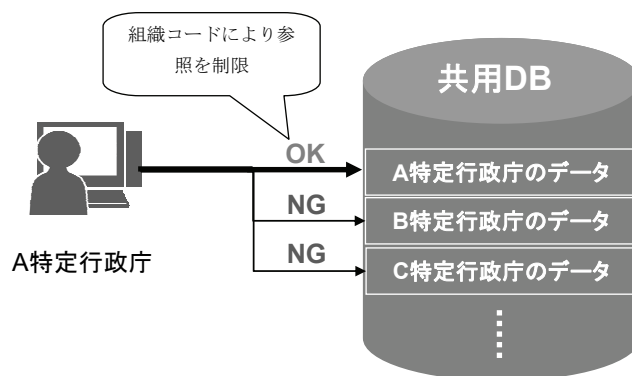
- (ア) 利用組織ごとにユーザーID・パスワードを設定
 利用者の認証方法として、ユーザーID・パスワードを採用しています。
- (イ) パスワードを画面に表示させない仕様
 ユーザーID・パスワードの流出防止策です。
- (ウ) パスワードの誤入力連続3回となった場合、当該IDを30分間無効化
 第三者によりユーザーID・パスワードを見破ることができないようにします。
- (エ) 外部からの不正アクセスを制限するための装置を設置
 ファイアーウォールを設置し、不正アクセスを防止します。



2) 他の利用者のデータに対する参照制限方法

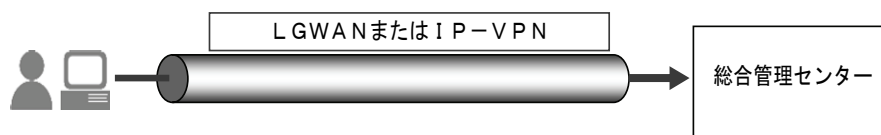
利用者と利用サブシステムのデータは、**ログイン情報**と**組織コード**により紐づけられます。すなわち、ログイン時のユーザーIDにより当該利用者（の組織）をシステムで認識します。すべての登録データには組織IDが振られており、当該利用者の参照できるデータは、ログイン時にシステムが認識した組織IDを持つデータのみとなります。

この仕組みによって、システムの画面操作にてデータ検索要求をする場合など、利用者自身の組織のデータ及び予め保有者が同意したデータのみ参照可能であり、それ以外のデータは参照できないようにしています。



3) 通信機密性の確保

利用者の端末と利用サブシステムの通信は、L GWANまたはIP-VPNを利用し、高い通信機密性を確保しています。



4) 総合管理センターの運営に関する保護措置

(ア) 登録者以外の入退出拒否と入退出記録簿による入退出管理

総合管理センターに入るためには事前登録を必須とし、第三者の侵入を防止しています。

(イ) 共用のサーバ運転状況の常時監視

サーバは24時間、365日監視し、トラブル発生の予兆となる異常がないか、常に把握できる体制を取っています。

6. 機器調達について

機器調達におけるICBAの対応は、次のとおりです。

従前のほくと供給における機器調達の対応とは異なる点がありますのでご注意ください。

(1) 共用DB用機器について

ICBAでは従前、ほくとのサーバをはじめとする機器のリース（賃貸借）契約を行ってききましたが、共用DBではASP化に伴いリースするサーバの台数が著しく減少し、低価格でのリースが困難と思われることから、**共用DB用機器のリースは行いません。**

なお、ほくと用機器のリース延長については、「3. ほくとの利用延長について」をごらんください。

(2) 調達仕様書（例）

台帳S用の庁内サーバに係る調達仕様書の例を以下に示します。

記載の機器に限定したり、推奨したりするものではありません。

建築行政共用データベースシステム用庁内サーバ等借上仕様書	
1 契約期間	
2 賃貸借物件明細	別添機器明細のとおり
3 設置場所	
4 保守対象機器	別添明細記載の機器（無停電電源装置のバッテリーを含む） 但し、以下のものを除く ①サーバに係るLTO カートリッジ ②ネットワーク複合機に係るメンテナンス品、消耗品
5 保守内容	(1) サーバ関係 ①賃貸借機器の故障・不良等の障害の修理、復旧 技術員、その他の要員を設置場所に派遣し、障害の修理・復旧に必要な作業を実施する。 (土・日・祝日・12月29日から1月3日を除く9:00 から17:00) ②電話、メール等によるサポート 電話、ファクシミリ、郵送または電子メールによる問い合わせに対する回答 (土・日・祝日・12月29日から1月3日を除く9:00 から17:00)
6 機器の返還	契約終了時の機器返納の費用を負担すること
7 備考	機器の搬入、設置、現地調整を含む。 建築行政共用データベースシステムのセットアップ、運用支援等については含まない。

【別添】

機 器 明 細

機器名	数量	性能等	
サーバ 本体	1	CPU	CPU クアッドコア Xeon プロセッサ 2.93GHz ×2
		メインメモリ	4GB 以下のメモリを複数個実装し、16GB 以上とすること
		ハードディスク	300GB 以上 (15000 回転以上) ×2 SAS タイプ RAID1+ ホットプラグ対応 増設可能なこと
		コントローラ	RAID コントローラ用増設バッテリー×1 以上
		電源	電源を冗長にして信頼性を向上×1 以上
		ファン	ファンを冗長にして信頼性を向上×1 以上
		DVD-ROM	最大16 倍速以上
		バックアップソフト	定期的にデータのバックアップを取ることが出来るソフトウェア×1 (BrightStor ARCserve Backup r11.5 等)
		インターフェース	LAN : 1000BASE-T×1 以上
		LTO	内蔵LTO×1
		OS	OS Red Hat Enterprise Linux Advanced Platform 5.3(EM64T) (64bit) サブスクリプション 5年分 (※リース期間分)
		付属機器等	109 型キーボード×1、2 ボタンマウス(スクロール機能付き)×1 LTO3(400GB)データカートリッジを10 本以上
その他	サーバの障害発生時に管理端末にエラー通知が可能なこと		
サーバ用ディスプレイ	1	15インチTFT カラー液晶以上	
無停電電源装置	1	停電時15 分程度稼動可能 停電時に安全に自動シャットダウンを行えること PowerChute 等で電源管理ができること 定格容量 : 1500VA/500W 以上	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ショップブランドは不可とする ・各機器の接続に必要なインターフェイスケーブル類を含む ・保守面を考慮しサーバとディスプレイは同一メーカーとする 		

7. 利用料その他必要な経費

(1) 利用料の概要

- ・利用料は、各サブシステムの利用料の総和により年間金額を算定します。
- ・各サブシステムの利用料は、利用者の区別に、定額金額と従量金額（単価×件数）により構成されます。但し、従量金額で決定した総額についても、実際の利用頻度によらず、利用開始時に決定した一定料金をお支払いいただきます（電話代等の「従量」とは意味が異なります）。
- ・概要は下表のとおりです。詳細は次項以降をご覧ください。
- ・実際の算定に当たっては、後掲「利用料算定シート」をご利用いただくと便利です。

利用料概要

(税別)

サブシステム名	都道府県	特定行政庁	指定確認 検査機関	備 考		
※1 利用 形態 ①	(A)台帳S	別表 1 (*3確認・報告件数 に応じて定額) + 別表 2 定額¥100,000 ～¥3,600,000 + 別表 3 @¥900 ～¥1,500	別表 1 (*3確認・報告件 数に応じて定額) + 別表 3 @¥900 ～¥1,500	別表 1 (*3確認件数に応 じて定額) + 別表 3 @¥900 ～¥1,500	・L GWAN回線速度等 により、庁内サーバが 必要となる場合あり ・ほくと未導入庁は24年 度まで半額*4	
	※2 利用 形態 ②	(B)配信S	別表 4 @¥80～160	別表 4 @¥80～160	別表 4 @¥80～160	・24年度まで無償*5
		(C)建築士S (照会)	別表 5 @¥200	別表 5 @¥200	別表 5 @¥200	
		(D)法令DB	別表 7 定額¥80,000	別表 7 定額¥10,000 ～¥80,000	別表 7 定額¥80,000	・大臣認定も含まます。 ・法令DB単独で利用す る方法あり (巻末参考資料)
(E)道路S	別表 8 定額¥500,000	別表 8 定額¥300,000～ ¥450,000	対象外	・庁内サーバが必須 (E' と兼用可)		
(E')道路S (概要書版)	別表 9 定額¥250,000	別表 9 定額¥50,000～ ¥225,000	対象外	・庁内サーバが必須 (E と兼用可)		
(C')建築士S (登録)	別表 6 定額¥130,000～ ¥3,234,000	対象外	対象外	・都道府県のみ ・指定登録機関（建築士 会等）による利用料負 担も可能		

※1 ほくとから移行する場合、A～Dが利用必須となります(利用形態①)。この場合、負担低減策(その1)として、24年度までのA～Dの合算額を、ほくと利用負担額の95%を上限とします。

※2 独自システムを改修して配信Sに接続する場合、B～Dが利用必須となります(利用形態②)。

※3 利用料計算のための確認件数等は、契約日の2年前の年度のデータを用います。

※4 ほくと未導入庁が利用形態①を利用する場合、負担低減策(その2)として、24年度までAの料金を半額とします。

※5 配信Sの利用料は、負担低減策(その3)として24年度まで無償とします。

(2) 負担低減策

(その1)

ほくと利用機関における利用形態①(台帳Sを含む4つのサブシステム)の合計金額は、各機関における平成20年度のほくと総負担額(シス協負担金を含む)の95%を上限とします。

※シス協とは日本建築行政会議 建築確認支援システム協議会を示す。

(その2)

ほくとを利用していない機関が台帳Sを利用する場合の利用料は、「台帳Sの利用料」に基づき算定した利用料の半額とします。

(その3)

配信Sの利用料は無償とします。

- ・負担低減策は、平成24年度末まで実施します。
- ・負担低減策終了後の平成25年度以降は、「(4) 各サブシステムの利用料」に基づく利用料となります。但し、運営経費の縮減、利用者数の増加等を踏まえ、単価を低減することを検討します。

(3) 利用料の内容

IDC利用のサブシステムの場合**①利用料に含まれるもの**

- (ア) ソフトウェア保守
ソフトの不具合改修、運用監視等
- (イ) サーバ保守
IDCサーバの障害発生時の部品交換、ミドルウェア障害対応等
- (ウ) システム改修
法改正対応に伴うシステムの仕様変更、品質改善、データメンテナンス等
- (エ) 運営・サポート
IDC使用料、操作サポート、障害切り分け等
- (オ) IP-VPN 回線
指定確認検査機関における IP-VPN 回線使用料 (ICBA が敷設した範囲に限る)

②利用料に含まれないもの

- (ア) クライアントPC・プリンタ等、庁内に設置する機器の調達費及び保守サポート費
- (イ) クライアントPCの基本ソフト(OS等)関係経費
- (ウ) 既存データの移行料

庁内サーバ利用のサブシステムの場合(台帳Sまたは道路S)**①利用料に含まれるもの**

- (ア) ソフトウェア保守
ソフトの不具合改修
- (イ) システム改修
法改正対応に伴うシステムの仕様変更、品質改善等(データメンテナンスを除く)
- (ウ) 運営・サポート
操作サポート、障害切り分け等
- (エ) IP-VPN 回線

指定確認検査機関における IP-VPN 回線使用料 (ICBA が敷設した範囲に限る)
(オ) 改修されたソフトウェアのインストールメディア送付

※ほくとではデータベースソフト (Oracle) のライセンスを調達いただいていましたが、
台帳 S ではこれが利用料に含まれておりますので、調達不要です。

②利用料に含まれないもの

- (ア) サーバ・クライアント PC・プリンタ等、庁内に設置する機器の調達費及び保守サポート費
- (イ) サーバ・クライアント PC の基本ソフト (OS 等) 関係経費
- (ウ) 既存データの移行料

(4) 負担低減策 (その 1) における「ほくと総負担額」の考え方

「ほくと総負担額」とは、日本建築行政会議 建築確認支援システム協議会 (以下 シス協) 負担金、環境支援料 (サポート費)、機器リース料、機器保守料その他ほくとの利用に係る総費用です。

機器リース料、機器保守料については、機器を自己調達されている場合も計上してください。
なお、**ほくと以外と兼用の機器、キーパンチャー等の人件費関係は計上不要です。**

(5) 各サブシステムの利用料について

以下、特記なき限り金額は税抜金額を示します。

共通事項

- ・各サブシステムの利用料は、利用者の区別に、定額金額と従量金額（単価×件数）により構成されます。定額金額と従量単価は、別表1～9に記載のとおりです。
- ・確認等の件数は、**契約日の2年前の年度合計の件数**を用います。（ほくと導入庁においては、ほくと総負担額の算定のみ、**契約日の年度によらずに20年度の負担額を適用**することにご注意ください。）
- ・従量部分算定における件数は、補正します（詳細はサブシステムごとに記載）。
- ・各サブシステムの利用料の総和により年間利用料が確定し、この金額に基づき、原則として月額にて利用料をお支払いいただきます。
- ・従量金額を含めて決定した総額についても、実際の利用頻度によらず、利用料月額は一定料金です。（電話代等の「従量」とは意味が異なります）。
- ・**平成25年3月末日まで件数、単価とも据え置き**とさせていただきます。
すなわち、一旦確定した年間利用料は、平成25年3月末日までは、年間確認件数等の実績によらず、変動しないものとします。
- ・利用すべきサブシステムについては、「2（1）利用のラインアップ」をご参照ください。

(A) 台帳Sの利用料

定額部分（一般部分＋統括部分）＋従量部分により算定します。各部分の算定は、下記①～②によります。

①定額部分

全機関に適用する「一般部分」と都道府県のみが付加する「統括部分」があります。

1) 一般部分

年間建築確認件数（特定行政庁にあっては年間報告受理件数を加算した件数）の区分ごとに別表1の金額を適用します。

建築確認件数は建築物のみを対象とし、計画変更確認、計画通知は含めません。件数は、申請件数ではなく、確認処分件数としてください。

別表1

単位：千円／年（税別）

確認及び 報告受理件数区分	100件 以下	100 件超	200 件超	500 件超	1000 件超	2000 件超	3000 件超	4000 件超	5000 件超	6000 件超	7000 件超	
行政	都道府県	400	400	600	900	1,200	1,500	1,800	2,100	2,400	2,700	3,000
	政令市	400	400	600	900	1,200	1,500	1,800	2,100	2,400	2,700	3,000
	4-1 設置市	400	400	600	900	1,200	1,500	1,800	2,100	2,400	2,700	3,000
	4-2 設置市	400	400	600	900	1,200	1,500	1,800	2,100	2,400	2,700	3,000
	限定特庁	50	50	50	100	100	100	100	100	100	100	100
	特別区	250	300	400	500	1,000	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500
民間	大臣指定	400	400	500	500	600	600	600	600	800	600	600
	地整指定	300	300	400	400	500	500	500	500	500	500	500
	知事指定	200	200	300	300	400	400	400	400	400	400	400

2) 統括部分（都道府県のみ）

別表2のとおりとします。

別表2 統括部分（都道府県のみ）

統括部分金額一覧			算定根拠																	
No.	都道府県	統括部分 金額 (税抜)	特定行政庁の数 N (平成21年4月1日現在)							ポイント P = 特定行政庁の数 N × 補正值 α							必要額38,000千円 of 分担			
			都道府県	政令市	中核市	4条1項	4条2項	限定特庁	特別区	計	補正值 α (行政区分毎の平均建築確認件数の比を参考)							ほくと導入	負担比率 (%)	負担額 (10万円端数処理) (円)
		政令市									中核市	4条1項	4条2項	限定特庁	特別区	計				
		(円)	15	10	5	3	1	3												
1	北海道	3,500,000	1	1	2		7	39	50	15	20	0	21	39	0	95	○	6.685%	3,500,000	
2	青森県	600,000	1		1		2		4	0	10	0	6	0	0	16	○	1.126%	600,000	
3	岩手県	600,000	1		1			6	8	0	10	0	0	6	0	16	○	1.126%	600,000	
4	宮城県	900,000	1	1			3		5	15	0	0	9	0	0	24		1.689%	900,000	
5	秋田県	400,000	1		1			2	4	0	10	0	0	2	0	12		0.844%	400,000	
6	山形県	300,000	1				1	4	6	0	0	0	3	4	0	7		0.493%	300,000	
7	福島県	1,000,000	1		2	1		2	6	0	20	5	0	2	0	27	○	1.900%	1,000,000	
8	茨城県	1,000,000	1				9		10	0	0	0	27	0	0	27	○	1.900%	1,000,000	
9	栃木県	1,100,000	1		1		7		9	0	10	0	21	0	0	31	○	2.182%	1,100,000	
10	群馬県	1,100,000	1		1		5	5	12	0	10	0	15	5	0	30	○	2.111%	1,100,000	
11	埼玉県	3,200,000	1	1	1	3	5	32	43	15	10	15	15	32	0	87	○	6.122%	3,200,000	
12	千葉県	2,400,000	1	1	2	3	2	11	20	15	20	15	6	11	0	67	○	4.715%	2,400,000	
13	東京都	3,600,000	1			2	7		23	33	0	0	10	21	0	69	100		7.037%	3,600,000
14	神奈川県	2,800,000	1	2	2	1	7		13	30	20	5	21	0	0	76	○	5.348%	2,800,000	
15	新潟県	1,100,000	1	1			5		7	15	0	0	15	0	0	30		2.111%	1,100,000	
16	富山県	500,000	1		1		1		3	0	10	0	3	0	0	13	○	0.915%	500,000	
17	石川県	800,000	1		1		3	2	7	0	10	0	9	2	0	21	○	1.478%	800,000	
18	福井県	100,000	1				1		2	0	0	0	3	0	0	3	○	0.211%	100,000	
19	山梨県	100,000	1				1	1	3	0	0	0	3	1	0	4	○	0.281%	100,000	
20	長野県	700,000	1		1		2	4	8	0	10	0	6	4	0	20		1.407%	700,000	
21	岐阜県	700,000	1		1		2	3	7	0	10	0	6	3	0	19	○	1.337%	700,000	
22	静岡県	1,900,000	1	2			4	10	17	30	0	0	12	10	0	52	○	3.659%	1,900,000	
23	愛知県	2,400,000	1	1	3	2		11	18	15	30	10	0	11	0	66		4.645%	2,400,000	
24	三重県	700,000	1			1	4	2	8	0	0	5	12	2	0	19	○	1.337%	700,000	
25	滋賀県	1,000,000	1		1		6		8	0	10	0	18	0	0	28	○	1.970%	1,000,000	
26	京都府	700,000	1	1			1		3	15	0	0	3	0	0	18	○	1.267%	700,000	
27	大阪府	3,600,000	1	2	2	5	8		18	30	20	25	24	0	0	99	○	6.967%	3,600,000	
28	兵庫県	2,700,000	1	1	3	2	6		13	15	30	10	18	0	0	73		5.137%	2,700,000	
29	奈良県	600,000	1		1		2		4	0	10	0	6	0	0	16	○	1.126%	600,000	
30	和歌山県	400,000	1		1				2	0	10	0	0	0	0	10		0.704%	400,000	
31	鳥取県	400,000	1				3	1	5	0	0	0	9	1	0	10	○	0.704%	400,000	
32	島根県	400,000	1				2	4	7	0	0	0	6	4	0	10	○	0.704%	400,000	
33	岡山県	1,300,000	1	1	1		4		7	15	10	0	12	0	0	37	○	2.604%	1,300,000	
34	広島県	1,500,000	1	1	1		5	1	9	15	10	0	15	1	0	41	○	2.885%	1,500,000	
35	山口県	800,000	1		1		3	4	9	0	10	0	9	4	0	23	○	1.619%	800,000	
36	徳島県	200,000	1			1			2	0	0	5	0	0	0	5		0.352%	200,000	
37	香川県	400,000	1		1				2	0	10	0	0	0	0	10	○	0.704%	400,000	
38	愛媛県	700,000	1		1		2	2	6	0	10	0	6	2	0	18	○	1.267%	700,000	
39	高知県	400,000	1		1				2	0	10	0	0	0	0	10	○	0.704%	400,000	
40	福岡県	1,600,000	1	2	1		1		5	30	10	0	3	0	0	43	○	3.026%	1,600,000	
41	佐賀県	100,000	1				1		2	0	0	0	3	0	0	3	○	0.211%	100,000	
42	長崎県	700,000	1		1	1		5	8	0	10	5	0	5	0	20	○	1.407%	700,000	
43	熊本県	500,000	1		1		1		3	0	10	0	3	0	0	13		0.915%	500,000	
44	大分県	900,000	1		1		5		7	0	10	0	15	0	0	25		1.759%	900,000	
45	宮崎県	600,000	1		1		2	1	5	0	10	0	6	1	0	17	○	1.196%	600,000	
46	鹿児島県	500,000	1		1			3	5	0	10	0	0	3	0	13	○	0.915%	500,000	
47	沖縄県	600,000	1			1	4		6	0	0	5	12	0	0	17	○	1.196%	600,000	
ほくと庁小計		38,000,000														35		72.906%	38,000,000	
未導入庁小計		14,100,000														12		27.094%	14,100,000	
合計		52,100,000	47	18	41	23	134	155	23	441	270	410	115	402	155	69	1421	47	100.000%	52,100,000

②従量部分

別表3による延べ面積区分ごとに年間建築確認件数（年間報告受理件数は含まない）の補正值（※）を求め、各々に別表3の単価を乗じた金額を適用します。

別表3

単位：円/件（税別）

延べ面積区分	200 m ² 以内	200 m ² 超
行政・民間共通 建築確認件数補正值1件当り単価	900	1,500

※補正值

従量部分の算定においては、件数を次のとおり補正します。

(ア)件数が100件以下の場合、0件とします。

(イ)件数が100件超4,100件以下の場合は、当該件数から100を減じます。

(ウ)件数が4,100件超の場合は、一律4,000件とします。

(B) 配信Sの利用料

別表4による延べ面積区分ごとに、行政庁にあっては年間確認審査報告書受理件数の補正值、民間（指定確認検査機関）にあっては年間建築確認件数の補正值を求め、各々に別表4の単価を乗じた金額を適用します。

確認審査報告書及び確認件数は建築物のみを対象とします。また、計画変更確認、計画通知は含めません。※負担低減策その3により、配信Sは平成24年度まで無償です

別表4

単位：円/件（税別）

延べ面積区分	200 m ² 以内	200 m ² 超
行政 確認審査報告書（建築物）受理件数 補正值1件当り単価	80	160
民間 建築確認件数 補正值1件当り単価	20	40

(C) 建築士S（照会等）の利用料

年間建築確認件数の補正值に、別表5の単価を乗じた金額を適用します。

補正の際、延べ面積区分ごとの件数ではなく、総件数を対象とします。

別表5

単位：円/件（税別）

	(延べ面積区分なしにて一律)
行政・民間共通建築確認件数 補正值1件当り単価	200

(C') 建築士S（登録等）の利用料（国土交通省及び都道府県のみ）

別表6の金額を適用します。

別表6 (C') 建築士S（登録）

（単位：円/年）

都道府県名	建築士		建築士事務所		合計	
	税抜き	税込み	税抜き	税込み	税抜き	税込み
国土交通省	4,540,000	4,767,000	—	—	4,540,000	4,767,000
北海道	400,000	420,000	680,000	714,000	1,080,000	1,134,000
青森	90,000	94,500	150,000	157,500	240,000	252,000
岩手	90,000	94,500	160,000	168,000	250,000	262,500
宮城	200,000	210,000	330,000	346,500	530,000	556,500
秋田	100,000	105,000	200,000	210,000	300,000	315,000
山形	100,000	105,000	200,000	210,000	300,000	315,000
福島	140,000	147,000	260,000	273,000	400,000	420,000
茨城	160,000	168,000	330,000	346,500	490,000	514,500
栃木	100,000	105,000	220,000	231,000	320,000	336,000
群馬	140,000	147,000	270,000	283,500	410,000	430,500
埼玉	390,000	409,500	740,000	777,000	1,130,000	1,186,500
千葉	280,000	294,000	540,000	567,000	820,000	861,000
東京	960,000	1,008,000	2,120,000	2,226,000	3,080,000	3,234,000
神奈川	430,000	451,500	900,000	945,000	1,330,000	1,396,500
新潟	200,000	210,000	360,000	378,000	560,000	588,000
富山	120,000	126,000	180,000	189,000	300,000	315,000
石川	110,000	115,500	200,000	210,000	310,000	325,500
福井	80,000	84,000	140,000	147,000	220,000	231,000
山梨	60,000	63,000	130,000	136,500	190,000	199,500
長野	170,000	178,500	350,000	367,500	520,000	546,000
岐阜	120,000	126,000	230,000	241,500	350,000	367,500
静岡	240,000	252,000	480,000	504,000	720,000	756,000
愛知	460,000	483,000	710,000	745,500	1,170,000	1,228,500
三重	120,000	126,000	200,000	210,000	320,000	336,000
滋賀	110,000	115,500	170,000	178,500	280,000	294,000
京都	210,000	220,500	310,000	325,500	520,000	546,000
大阪	600,000	630,000	950,000	997,500	1,550,000	1,627,500
兵庫	340,000	357,000	520,000	546,000	860,000	903,000
奈良	80,000	84,000	130,000	136,500	210,000	220,500
和歌山	70,000	73,500	110,000	115,500	180,000	189,000
鳥取	50,000	52,500	80,000	84,000	130,000	136,500
島根	60,000	63,000	110,000	115,500	170,000	178,500
岡山	120,000	126,000	230,000	241,500	350,000	367,500
広島	190,000	199,500	370,000	388,500	560,000	588,000
山口	100,000	105,000	200,000	210,000	300,000	315,000
徳島	70,000	73,500	140,000	147,000	210,000	220,500
香川	90,000	94,500	190,000	199,500	280,000	294,000
愛媛	100,000	105,000	190,000	199,500	290,000	304,500
高知	60,000	63,000	110,000	115,500	170,000	178,500
福岡	350,000	367,500	530,000	556,500	880,000	924,000
佐賀	60,000	63,000	90,000	94,500	150,000	157,500
長崎	80,000	84,000	140,000	147,000	220,000	231,000
熊本	110,000	115,500	200,000	210,000	310,000	325,500
大分	80,000	84,000	140,000	147,000	220,000	231,000
宮崎	90,000	94,500	190,000	199,500	280,000	294,000
鹿児島	90,000	94,500	210,000	220,500	300,000	315,000
沖縄	80,000	84,000	190,000	199,500	270,000	283,500
計	12,990,000	13,639,500	15,580,000	16,359,000	28,570,000	29,998,500

(D) 法令DBの利用料

別表7の金額を適用します。

別表7

単位：円／年（税別）

行 政	都 道 府 県	80,000
	政 令 市	80,000
	4 - 1 設置市	80,000
	4 - 2 設置市	40,000
	限 定 特 庁	10,000
	特 別 区	80,000
民 間	大 臣 指 定	80,000
	地 整 指 定	80,000
	知 事 指 定	80,000

(E) 道路S（庁内版+庁外版）の利用料（特定行政庁のみ）

別表8の金額を適用します。

別表8

単位：円／年（税別）

行 政	都 道 府 県	500,000
	政 令 市	450,000
	4 - 1 設置市	400,000
	4 - 2 設置市	350,000
	限 定 特 庁	250,000
	特 別 区	300,000

(E') 道路S（概要書版）の利用料（特定行政庁のみ）

別表9の金額を適用します。

台帳Sと連携する場合（独自システムと連携する場合は除く）、概要書データの初期投入費が必要です。（後掲（7）④道路S（概要書版）運用開始に伴う経費 参照）

別表9

単位：円／年（税別）

行 政	都 道 府 県	250,000
	政 令 市	225,000
	4 - 1 設置市	200,000
	4 - 2 設置市	175,000
	限 定 特 庁	125,000
	特 別 区	150,000

(7) その他必要な経費について

共用データベースの利用に当たっては、利用料のほか、次の費用についてご注意ください。

①既存データ移行費 ※以下、金額は税抜です。

(ア)ほくとの既存データを台帳S（IDC）に移行する場合

移行費-----10万円（既存データ抜取、データ変換、エラーチェック、投入）
 機器撤去費-----個別見積^{注2}
 データ消去費-----個別見積^{注2}

(イ)ほくとの既存データを台帳S（庁内サーバ）に移行する場合

サーバ設定費-----34万円（庁内サーバのセットアップ）
 移行費-----10万円（既存データ抜取、データ変換、エラーチェック、投入）
 移行対象サーバ追加費----5万円（1台追加につき）^{注1}
 機器撤去費-----個別見積^{注2}
 データ消去費-----個別見積^{注2}

注1 機器撤去費とデータ消去費は、設置環境等により金額が異なりますので、リース業者（ICBAがリースしている場合は、ほくと窓口）にお問い合わせください。

(ウ)EXCEL、ACCESS、独自システム等の既存データを台帳Sに移行する場合

EXCEL、ACCESS、独自システム等の既存データの移行についても、現在ICBAで受託可能となっております。

確実に移行・投入できる品質の高い中間ファイルを作成するため、できるだけ直接ICBAに対して依頼されるよう推奨します。費用は、項目数、件数等に応じて個別見積もりとなります（参考資料「1. 建築物電子化・データ移行等支援業務について」参照）。

②IP-VPN敷設工事費（指定確認検査機関対象）

1拠点当たり25万円（詳細は、「(3) IP-VPN敷設工事について」を参照）

③独自システムを配信Sに接続するためのシステム改修費

独自システムを継続利用し、それを配信Sと接続する場合に必要となります。

また、法改正等により配信Sのインターフェース規定書が更新された場合、その都度独自システムを改修する必要があることから、一般に独自システムの保守費も必要となります。

④庁内・社内サーバの運用に係る経費

道路Sをご利用の場合または台帳Sで庁内・社内サーバを独自に設置する場合、サーバに係るリース費、保守費、各種設定費等が必要となります。

特に台帳Sで庁内・社内サーバを独自に設置する場合、LGWANまたはIP-VPNとの接続も必要となることから、ネットワーク機器の設定変更費が嵩む場合があります。（特定行政庁においては情報部局にご確認ください。）

⑤道路S（概要書版）運用開始に伴う経費

概要書データ抽出費^{注1} --10万円（セットアップは利用者側作業^{注2}）

注1 道路S（概要書版）を運用するには、最初の1回のみ、台帳Sに登録した概要書

全データを道路S用サーバにセットし、その後定期的に概要書データを更新する設定を行います。

このうち、台帳Sで総合管理センターをご利用の場合は、概要書のデータの取り出しをI C B Aにて行う必要があります。概要書データ抽出費はそのための費用です。

なお、台帳Sを庁内サーバをご利用の場合は、利用者側で行うことができますので、概要書データ抽出費は不要です。

注2 I C B Aでは、道路S用サーバ設置場所に概要書データをお届けするところまで行います。その後、当該データの取り込みと、定期的な概要書データ更新作業は利用者側で行います。

第2章 システム移行の考え方

1. 既存システムから台帳Sへの移行フロー

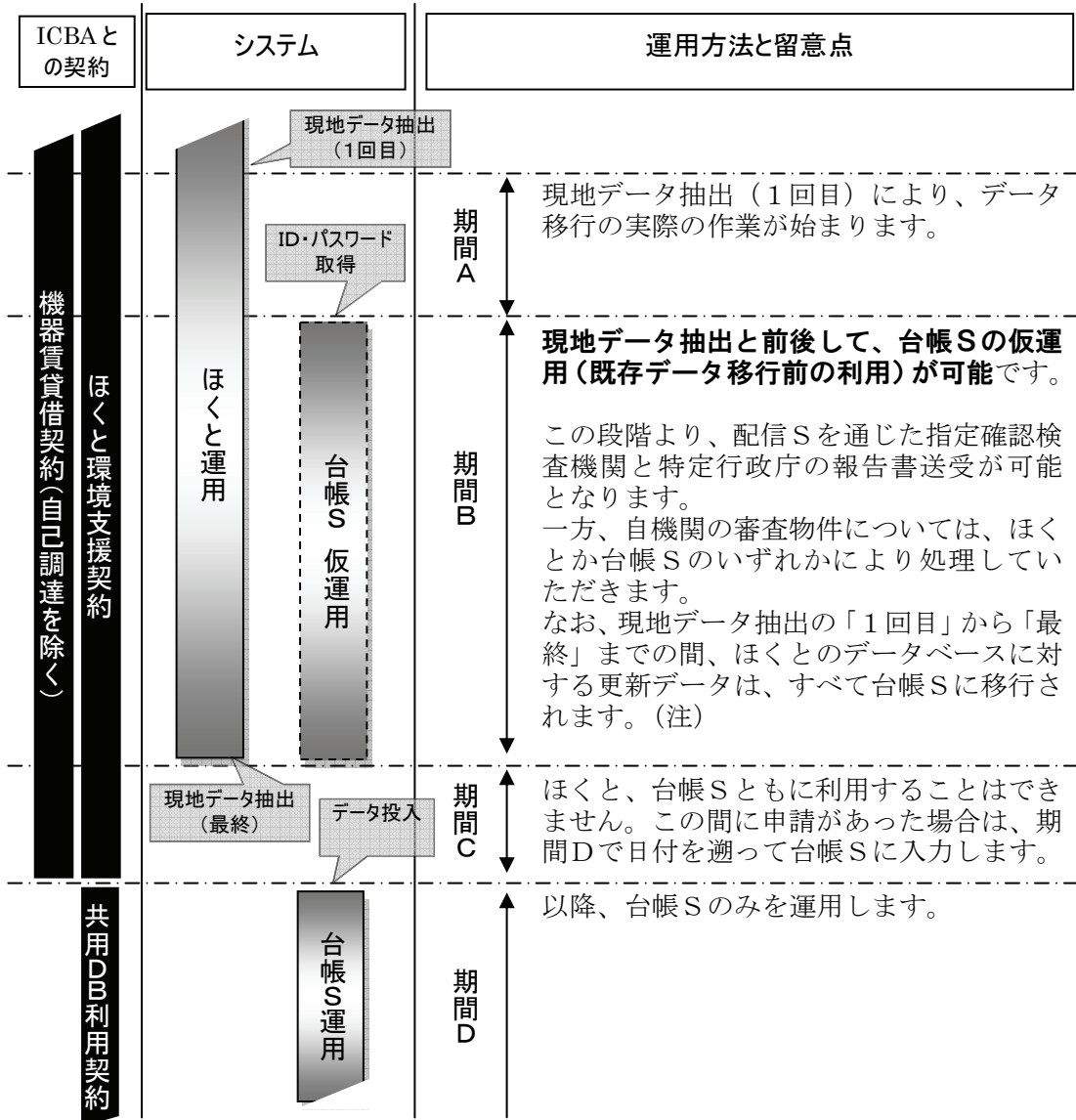
ほくから台帳Sに移行する場合、または独自システムから台帳Sに移行する場合の、導入機関（利用者）とICBAの作業分担と流れを下図に示します。



- ・ほくをご利用の場合、データ移行時期調整後、台帳S稼働開始までに約2か月を要します。ユーザー登録やマスタ（番号発番、申請手数料等）設定は、稼働開始前に利用者側で行う必要があります。（詳細は、共用DBメニュー画面の「よくあるご質問」における「システムをご利用になる前に（マスタ等の初期設定について）」をご参照ください。

2. 移行期間におけるほくとの運用と留意点

前掲の図で、「現地データ抽出（1回目）」の後、データ移行の各段階（下図において期間A～D）におけるシステムの運用と留意点を下図に示します。



（注）期間B（仮運用中）に新規登録されたデータについて

- (ア) 期間Bに台帳Sに新規登録された仮運用のデータは、特段の申し出がない場合、期間Bが終了後にすべて削除します。
- (イ) 仮運用のデータを残す場合は、次の点にご注意ください。
 - ・同一物件をほくと・台帳S双方に登録した場合、台帳Sに移行後、重複データとなります（上書きはされません）。
 - ・台帳Sにおける仮運用のデータについて、ほくとから投入されたデータと紐付けを行う場合は、台帳Sの機能を利用して1件ずつ手入力により処理する必要があります。

3. ほくとの利用延長について

(1) ほくとの利用延長の期限について

ほくとの契約（環境支援契約、機器賃貸借契約）満了後、ただちに台帳Sの運用を開始いただくことができますが、**ほくとの利用延長を希望される場合は、平成24年度末まで延長可能**とします。

この場合、環境支援契約、ほくと用機器賃貸借契約（リース契約）各々、ほくとの利用期間に合わせて延長させていただきます。

(2) I C B A側の事由により、ほくと利用継続のやむなきに至った場合

移行作業の遅延その他 I C B A側の事由により、予定どおり台帳Sの運用を開始できなくなり、ほくと利用の延長が必要となった場合、次のとおりとします。

- (ア) ほくとのサポートは、従前どおり継続します。
- (イ) ほくとの環境支援契約は、月額を共用DBの利用料と同額にて、台帳Sの運用開始時期まで延長させていただきます。
- (ウ) ほくとの機器賃貸借契約は、その費用を I C B A負担として、台帳Sの運用開始時期まで延長させていただきます。
- (エ) (イ) で機器リースが I C B A以外の事業者の場合、当該事業者へのリース金額を共用DBの利用料から差し引いた額といたします。

(3) ほくと利用中の配信S等の運用について

データ送受しようとする相手方がほくとを利用している限り、台帳Sを導入しても配信Sを活用することができません。そこで、配信Sによるデータ送受を推進するため、ほくと利用機関（特定行政庁・指定確認検査機関）につきましては、次の措置を講じております。

①利用形態②の無料契約

ほくとをご利用の場合は、利用形態②（配信S、建築士S及び法令DB）利用契約を、利用料無料で締結いたします。

②配信S運用のための台帳S無償利用

利用形態②を利用契約した場合、配信S単独では、データを受信後に印刷等で活用したり、指定確認検査機関のほくとに登録したデータを送信したりすることができません。そこで、利用形態②の場合、配信Sによるデータ送受及び受信したデータの処理に目的を限定して、台帳Sも無償で利用可能とします。

独自システムを改修中の場合も、利用形態②を契約した際は同様に扱います。

4. 特殊な移行について

①ほくとまたは独自システムと、台帳Sを並行運用した場合

- (ア) 通常のデータ移行と同様に扱います。
- (イ) 台帳Sに既に登録データが存在する場合、ほくとまたは独自システムからの移行データは上書きされません。
- (ウ) 同一物件の確認申請データと検査データの関連付け等は、台帳Sに移行後、台帳Sの機能で行います。

②市町村合併の場合

他の特定行政庁のデータと統合した場合、受付番号等はそのまま移行されます。
費用、手続等につきましては、個別協議とさせていただきます。

③新規に特定行政庁となった場合

新規に特定行政庁となる場合、県のデータベースを分割し、当該特定行政庁のデータベースに移行する場合があります。この場合の費用、手続等につきましては、個別協議とさせていただきます。

參考資料

1. 建築物電子化・データ移行等支援業務について

(1) 業務内容

I C B Aでは、平成22年度に実施した15区市における建築物電子化の実績を活かし、特定行政庁等の概要書・台帳の紙情報の電子化、移行等支援を行っています。主な内容は下記のとおりです。

①電子化に係る支援及び共用DBへの移行業務

概要書・台帳の紙情報の電子化の作業自体は、別途地元の民間事業者等にご発注いただくことを前提として、データの品質及び作業効率向上を目的に「入力支援ツール」を提供し、これによって作成した「中間ファイル」の共用DB（またはV7ほくと）への投入を、原則として200万円（税抜）にて受託します。

入力支援ツールは台帳の書式等によりカスタマイズします（カスタマイズの内容によっては、費用は個別見積となります）。

②電子化から共用DBへの移行までの業務一式

緊急雇用創出推進事業やアスベスト補助金等により、概要書の紙情報をパンチ入力（電子化）し、共用DB（またはV7ほくと）に投入するまでの一連の業務を受託することも可能です。

③既存の電子データの共用DBへの移行業務

EXCEL、ACCESS や独自システムの既存データ、過年度に電子化された既存データを、共用DBに移行する業務を受託します。この場合、当初の電子化の際に、ヒューマンエラー等により混入したデータの修正方法についての事前協議が必要です。

(2) 留意事項

①一般競争入札による電子化の留意点について

一般競争入札による場合、次のような懸念もありますので、結果的に「安かろう悪かろう」とならないよう、適切な契約条件を設定するようにご注意ください。

- ・過度な価格競争の結果、所要のマンパワーが確保できず、納期厳守が困難となったり、エラーチェックが不十分となったりし、品質に問題のあるデータが納入される。
- ・共用DBに投入する「中間ファイル」の作成に関して、十分な知識や技術力を有しない事業者が応札した場合、投入時に多数のエラー等が発見され、投入ができない。

②補助対象について

アスベスト補助金（補助率10/10）の一環として、概要書・台帳等（戸建て住宅、木造建築物を含めたすべての確認情報）を電子化し、共用DB等に移行・投入することを補助対象とできます。但し、最終的には「アスベスト台帳」を作成することが補助金の最終目的となりますのでご注意ください。

③移行のタイミングについて

「V7ほくと」から「共用DB」への移行と、アスベスト補助金等で電子化したデータの共用DBへの移行を同時に行う場合と別時期に行う場合では各々長所・短所がありますので、移行のタイミングについては担当にご相談ください。

お問い合わせ

財団法人建築行政情報センター 建築行政研究所
磯永、宮本、左海

03-5205-6132 e-mail:gr-kenkyu@icba.or.jp

2. 共用DB利用者以外の法令DBの利用について

法令DBは、(ア) 建築基準法関係法令及び建築士法令 (イ) 大臣認定検索表示システム (大臣認定 DB) で構成されていますが、これらは共用DBの利用契約によらず、次のようにインターネットによる利用も可能です。

- (ア) 建築基準法関係法令及び建築士法令：情報会員制度の会員登録による利用
- (イ) 大臣認定DB：ICBAが送付する「USBトークン」による利用

利用方法、料金についてまとめると下表のとおりとなります。

利用方法	種別	対象	料金 (税抜)	利用可否 ○：可 ×：不可	
				(ア) 建築基準法 関係法令及 び建築士法 関係法令	(イ) 大臣認定 DB
共用DB 利用契約	利用形態① 利用形態②	都道府県 特定行政庁 指定確認検査機関	共用DB 利用料に よる	○	○
	その他	国 ^{※1}	同上		
情報会員	団体会員	建築関係の団体単位 で登録した会員 ^{※2}	年会費 3,000円	○	×
	個人会員	個人として登録し た会員	年会費 12,000円		
	法人会員	設計事務所 特定行政庁 指定確認検査機関 指定登録機関 指定事務所登録機関 構造計算適合性判定機関 等	年会費 12万円 (1口12名)		
上記以外 ^{※3}		都道府県 特定行政庁 指定確認検査機関	無償	×	○

- ※1 国には、国土交通省本省のほか、各地方整備局、北海道開発局、沖縄総合事務局、国総研等が含まれます。
- ※2 建築士会及び建築士事務所協会等のうち、「ICBA 情報会員制度課金情報に関する協定」を締結した団体の会員及びその団体の職員は、情報会員における団体会員としての登録が可能です。
- ※3 ICBAが送付している「USBトークン」が必要です。

3. IDC 利用型と庁内サーバー型の比較について

台帳・帳簿登録閲覧システムの運用について、IDC利用型と庁内サーバー利用型の比較を表に示します。

庁内サーバー型は、初期導入や維持管理などに要する経費がIDC利用型に比べ高くなり、導入に係る情報部局との調整作業等が多くなります。

また、IDC 利用の場合、基本統計の処理を夜間のバッチ処理（一定量のデータの一括処理）で行うため、**統計結果が翌日にならないと取得できませんが、これは庁内サーバでも同様**です。（随時取得可能な設定はできません）

これらをご留意の上、IDC利用型にするか庁内サーバー利用型にするかご検討下さい。

項目	細目	IDC 利用	庁内サーバ
導入準備	サーバー機器	不要	<p>庁内サーバー（Linux）の調達（購入又はレンタル）</p> <p>1) 小規模（同時利用ユーザー5人程度）</p> <ul style="list-style-type: none"> OS：Red Hat Enterprise Linux 5.3 Advanced Platform Standard(64bit)^{※注2} CPU：Xeon QuadCore 2.93GHz×1 相当 RAM：8,192 MB HDD：300 GB 程度（増設可能なこと）15,000rpm / RAID1（推奨） 必要周辺装置：バックアップ装置，無停電電源装置 ソフト：アンチウィルスソフト（Sophos Anti-Virus 等）、バックアップソフト（VERITAS NetBackup Server 等） <p>2) 大規模（同時利用ユーザー10人程度）</p> <ul style="list-style-type: none"> OS：Red Hat Enterprise Linux 5.3 Advanced Platform Standard(64bit)^{※注2} CPU：Xeon QuadCore 2.93GHz×2 相当 RAM：16,384 MB HDD：300 GB 程度（増設可能なこと）15,000rpm / RAID1（推奨） 必要周辺装置：バックアップ装置，無停電電源装置 ソフト：アンチウィルスソフト（Sophos Anti-Virus 等）、バックアップソフト（VERITAS NetBackup Server 等） <p>注1） 情報部局のセキュリティーによりバックアップ装置、無停電装置等の仕様が異なりますので、情報部局に確認をしてください。</p> <p>注2） 設置場所により、設置工事が必要になります。（行政庁負担）</p> <p>注3） 設置場所や接続方法により、DNSサーバー、監視サーバー等の追加の機器が必要な場合がありますので、情報部局と事前に確認してください。</p>
	利用端末等	<ul style="list-style-type: none"> OS：Microsoft WindowsXP SP2 以上 / Microsoft Windows Vista / Microsoft Windows7 ブラウザ：IE7 / Mozilla FireFox3.0 / IE8・IE9（いずれもIE7 互換表示設定に限る） pdf ファイル閲覧のためのソフト プリンター、スキャナー 	<ul style="list-style-type: none"> OS：Microsoft WindowsXP SP2 以上 / Microsoft Windows Vista / Microsoft Windows7 ブラウザ：IE7 / Mozilla FireFox3.0 / IE8・IE9（いずれもIE7 互換表示設定に限る） pdf ファイル閲覧のためのソフト プリンター、スキャナー

項目	細目	IDC 利用	庁内サーバ
	回線	<p>利用するPCがLGWANに接続され、利用できることが必要</p> <p>注1) 接続されていない場合には、回線工事などが必要となりますので、あらかじめ庁内情報システム管理部署と協議して、手続きを済ましておいてください。</p> <p>注2) LGWAN を利用する場合には、情報システム管理部署に申請が必要な場合があります。</p>	<p>庁内サーバ及びPCがLGWANに接続され、利用できることが必要。</p> <p>注1) 庁内サーバがLGWANへ接続するために、情報システム管理部署との接続許可申請及び調整が必要</p> <p>注2) 従来の支援システムとは違い、庁内サーバールームにサーバを設置する可能性大</p> <p>注3) 庁内ネットワーク機器（ルータ、DNSサーバ、ファイアウォール、プロキシサーバ等）の設定変更が必要となった場合は、費用の負担が必要です。（行政庁負担）</p>
	設定作業	<p>初期設定作業</p>	<p>庁内サーバにシステムのインストール、初期設定作業等が必要</p> <p>注) OSの設定作業は行政庁で行っていただきます。</p>
	個人情報保護条例手続	<p>データを庁外へ預けることになるため、個人情報審議会への諮問が必要な場合があります。</p>	<p>不要</p> <p>注) サーバの管理等を外部に委託する場合には必要になる場合があります。</p>
運用・保守	行政庁	<ul style="list-style-type: none"> ・ID,PASS の管理 	<ul style="list-style-type: none"> ・ID,PASS の管理 ・システム正常稼働の監視 ・システム改修版(法改正対応版等)及び障害対応版のインストール ・データバックアップ(1世代管理以上) ・システムバックアップ(OS更新時、システム更新時) ・ウイルス定義ファイルの更新 ・OSのパッチ当て ・ハードウェアの保守 <p>注1) 行政庁のIDCに庁内サーバを設置する場合には、上記の業務を外部に委託することが必要な場合がある。</p> <p>注2) 行政庁のセキュリティーポリシーにより、バックアップ等の運用形態は異なります。</p>
	ICBA	<ul style="list-style-type: none"> ・システム正常稼働の監視 ・システム改修版(法改正対応版等)及び障害対応版のインストール ・データバックアップ(3世代管理) ・システムバックアップ(OS更新時、システム更新時) ・ウイルス定義ファイルの更新 ・OSのパッチ更新 ・ハードウェアの保守 	<ul style="list-style-type: none"> ・システムの再インストール及びデータの復旧作業(システムの不具合原因による障害復旧のみ) ・システム改修版及び障害対応版インストール用CDの送付 <p>注1) データの復旧作業は、データのバックアップが正常に取れていることが条件</p> <p>注2) OSの設定作業は行政庁で実施してください。</p>
	障害対応	<ul style="list-style-type: none"> ・障害発生時は全国的に使用不能となる恐れあり ・IDC内のサーバ、ネットワーク機器の2重化をしているため、復旧までの時間が早い。 	<ul style="list-style-type: none"> ・障害発生時の使用不能は、組織内のみ ・IDC利用と比較して、復旧まで時間がかかる(現地までの移動時間、システムの再設定等が必要)

項目	細目	IDC 利用	庁内サーバ
	セキュリティ	<ul style="list-style-type: none"> データは IDC 内のアプリケーションサーバとは別セグメントに格納しており、SQL インジェクション等への悪意のアクセスへの対応済み IDC への入室者管理を実施（入室許可申請、静脈認証、ID/PASS 認証） 	基本構成では、DB サーバーとアプリケーションサーバは同居する形となり、IDC 利用と比較して、簡単に DB サーバーへアクセスできてしまう。
維持管理経費	利用料	利用件数等により算出した額	利用件数等により算出した額（IDC 利用と同額）
	保守料	不要	<ul style="list-style-type: none"> OS : Red Hat Enterprise Linux 5（サーバー台数 1 台分、利用期間 5 年間、Standard タイプの保守契約 900 千円(税込) アンチウィルスソフト : (Sophos Anti-Virus の場合、利用期間 5 年間 350 千円(税込) バックアップソフト : VERITAS NetBackup Server 保守料 170 千円/年(税込) サーバー機器保守料 注) サーバー等の監視を外注する場合には、監視に要する経費要
	その他	不要	<ul style="list-style-type: none"> データバックアップ、システムバックアップ用テープ 電気代
災害発生時	庁舎停電時	IDC の自家発電装置により、サーバへの電源供給を継続	UPS（無停電電源装置）を設置した場合は、UPS が切れる前にサーバのシャットダウンが必要（サーバの電源が突然切れると、システムに損傷を与える原因となる）
	機器損壊時	機器調達元の業者にお問合せください	機器調達元の業者にお問合せください
	データ消失時	堅牢な IDC 内でデータを保管しているため、データ消失の心配はなし	バックアップテープ等に保存されたデータを利用して復元することが可能

4. 質疑回答集

No	分類	質疑	回答
1	利用料	平成 24 年度までの施策により利用料が算定されるが、予算要求する際、平成 25 年度以降の利用料の見込みについても説明する必要がある。どのように算定するのか。	平成 25 年度以降の利用料については、「基本的な考え方」に基づき、算定します。その際の建築確認件数は、平成 23 年度以降の想定件数となりますので、概算見積となります。
2	利用料	現在「ほくと」を利用しており、平成 21 年度は機器再リースにより 20 年度と比較して大幅に減額されている。20 年度の負担額をベースとして 24 年度の利用料を算定すると、23 年度より増額となってしまう。24 年度の利用料は予算の関係上、23 年度の負担額以下としたい。	24 年度から利用開始する場合、確認件数等は 22 年度実績値を適用しますが、ほくとの総負担額は 20 年度を基準とします。総負担額には、ほくと以外の業務と兼用の機器は計上不要としていますので、ご質問の場合も 23 年度の負担額以下になると考えます。
3	利用料	台帳 S の利用料について、庁内サーバを使用する場合、I D C サーバを使用しない分安価にできないか。	庁内サーバの場合、障害発生時の出張による復旧対応費、ソフトウェアバージョンアップに伴う個別経費が発生することを考慮し、I D C を利用する場合と差を設けない方針としています。
4	利用料	台帳 S の従量部分で件数換算するとき、昇降機等も加算するのか。	従量部分の件数は「建築確認件数」としており、建築物に限定しております。したがって、昇降機、工作物は含みません。また、変更確認、計画通知、検査申請、定期報告も含みません。
5	利用料	経由市町村の入力に対応可能となっているが、経由市町村がアクセスする場合、利用料がかかるのか。	県との利用契約により、経由市町村向けの機能を利用することが可能なため、経由市町村の利用に伴う追加費用が発生することはありません。
6	利用料	特定行政庁及び指定確認検査機関の利用形態は①または②のいずれかしかないのか。	そのとおりです。台帳システムを利用する場合は利用形態①、ほくとを継続利用または独自システムを改修して接続する場合は利用形態②となります。
7	利用料	利用料にはどんな内容が含まれているのか。	利用料に含まれる内容は、システム保守費用、システム修繕費用、利用者へのサポート費用などです。機器に係る経費(リース料、機器保守料)は含まれません。
8	利用料	利用する P C 台数や庁内サーバ型の場合のサーバ台数によって使用料及び保守料は変わるのか。	使用する台数による利用料の変動はありません。

No	分類	質疑	回答
9	利用料	現在の費用試算は、共用DBへの加入率をどの程度見込んでいるのか。	現在、「ほくと」を利用している行政庁が台帳Sを利用した場合をベースに負担額を算出しています。
10	利用料	共用DBへの加入率が想定よりも少ない結果となった場合、負担額は大きくなるのか。	現在、「ほくと」を利用している行政庁が台帳Sを利用した場合をベースに負担額を算出しているため、負担額が大きくなることはないと考えています。
11	利用料	利用料の見積を作成して欲しい。	ICBAまでご連絡いただければ、随時見積を作成いたします。
12	利用料	複数年契約は可能か。	単年度契約を基本としておりますが、ご相談に応じます。
13	利用料	新システムになった場合、協議会の負担金はどうになるのか	新システムでは協議会負担金ではなくシステム利用料としてご負担いただく形態となります。
14	利用料	共用DB連絡協議会はの入会金・会費は今後発生するのか。	入会金・会費いずれも発生しません。
15	システム全体	共用DBに加入した後、システムの改善を求めた場合、どのように反映又は対応するのか。	対応すべき項目は、利用者からのご要望を踏まえ、改善コスト、所要期間等を勘案して決定する方針です。 そのためのコストは利用料に含まれておりますので、原則としてシステム改善実施に伴う利用者側の費用負担は発生しません。
16	システム全体	ID・パスはクライアント1台に対して1つなのか。また、クライアントを最初に1台用意し、利用開始後に追加で用意した場合、ID・パスは同じなのか。	ICBAから管理者のID・パスを発行いたします。その後管理者が利用者のID・パスを必要人数分、クライアント台数に関係なく発行できる仕組みとなっております。
17	台帳S	経由市町村は、どのように県のデータベースにアクセスするのか。	県から経由市町村にIDを発行することにより、経由市町村でも台帳Sの利用が可能となります。但し、経由市町村から県のデータベースにアクセスするのではなく、県とは別に設定した経由市町村データベースにのみアクセス可能です。データの送受は、各々のデータベースから外部メディアに出力して行います。
18	台帳S	消防署でもほくとを利用しており、消防通知については建築指導課でも「通知可」のフラグを立て、消防署で消防通知を自ら印刷している。台帳Sでも同様なことが可能か。	可能です。認証をID・パスだけで行っているため、端末が消防であっても、システム内部で区別されず、建築指導課と同様の操作が行えます。

No	分類	質疑	回答
19	台帳 S	工事届は法定様式なのに開発対象外にしたのはなぜか。着工統計に活かせると聞いていたのでほくとに入力してきた。今後の運用はどうすればいいのか。	特定行政庁における台帳の整備対象とされていないこと、建築確認業務に関するシステムの入力フローにより、着工統計業務の効率化を図ることは困難と判断し、開発対象外としました。 ほくと工事届データは台帳 S に移行しませんが、CSV 出力してお渡ししますので、移行後は Excel や Access での運用をお願いします。
20	台帳 S	特定行政庁が先に台帳 S も含めて導入した場合、民間機関からは相変わらず紙で報告書、概要書が送付されていくことになるが、そのデータを特定行政庁が共用 DB の台帳 S に入力することは可能か。	入力可能です。
21	データ移行	利用料計算は確認件数がベースとなっているが、中間や完了のデータも移行されるのか。	中間検査、完了検査データも移行されます。
22	データ移行	ほくと既存データの移行について、予算の都合上、数回に分けて移行することは可能か。	できません。ほとからのデータ移行は、大きく データ抜き取り→変換→新サーバへの投入 という手順で行いますが、このうちデータ抜き取りについては分割して行うことができないためです。
23	データ移行	既存データの移行作業は行政側で行うのか。それとも ICBA の職員が出向いて行うのか。	行政庁様と ICBA で調整の上、ICBA が受託し、現地に出向いて作業します。
24	データ移行	現在「すばるダッシュ」を利用している。「ほくと」については移行用のプログラムを開発されているが、「すばるダッシュ」についてはどうか。	「すばるダッシュ」及び「すばる」をご利用の機関におかれましても「ほくと」と同様に ICBA にて移行作業を申し受けます。別途移行用のプログラムの費用を見込んでいただく必要はありません。
25	データ移行	ほくとバックアップデータからデータ移行することは可能か。また、リース期間が終了してサーバがなくなっても移行できるか。	サーバがなくなっても、バックアップデータがあれば移行は可能です(サーバの有無は移行費用に影響しません)。なお、バックアップデータにはテキスト部分とイメージデータ(概要書等)部分があります。サーバを廃棄処分する場合は、特にイメージデータのバックアップがとられているかをご確認ください。

No	分類	質疑	回答
26	データ 移行	既存データはほくとで保管されているか否かにかかわらず、CSV形式であれば新システムへ移行可能か。	CSV形式ではなく、所定のフォーマット（中間ファイル）に変換する必要があります。 変換を高品質で実施し、確実に移行するため、既存データの移行はできるだけICBAに依頼されるよう推奨します。
27	ほくと 関連	ほととのサポートはいつまで行うのか。	平成24年度末までサポートします。 業務体制の合理化等により、平成21年度にお伝えしたサポート期限を延長いたしました。
28	配信S	配信Sは、民間機関の何割ぐらいが利用予定でしょうか。	平成22～24年度の3ヵ年、配信Sの利用を無償とすることにより、全機関の導入を目標としております。
29	配信S	配信Sの指定機関と特定行政庁とのやり取りは、双方の合意があって初めて通信できるようになるのか。	双方がICBAと配信Sの利用契約することにより通信可能となります。 実際の通信開始に当たっては、双方で事前の合意が必要と思われれます。
30	配信S	全国からの通知・報告が可能か。	可能です。
31	配信S	建築計画概要書は送付できるのか。	送付可能です。 1、2面（文字データ）はXML形式で、3面（見取図等のイメージデータ）はPDF形式で送受します。
32	申プロ	台帳Sに移行後、申プロ（Ver6.8、6.9、6.10）で作成されたもので申請を受け付けることができるか。	台帳システムをご利用する場合、申プロ（Ver6.8、6.9、6.10）で作成されたデータは受け付けできなくなり、新・申プロで作成されたもののみ受け付け可能となります。申請者には、新・申プロのご利用をご案内いただくようお願いします。
33	申プロ	申請書作成プログラムは今後有償になるのか。	既に平成21年4月より情報会員制度（有償）により供給する仕組みとしております。
34	申プロ	オンラインによる申請送付の申請者の負担は？	インターネットがあれば送付できますので、FD提出より申請者の負担は低減すると考えております。
35	その他	市町村合併を予定している場合、既存データの移行と台帳Sの利用料算定時の件数カウントについて教えてほしい。	利用料算定時の件数カウントは、契約日の2年前の年度を基準とします。 従って、合併後に共用DBをご利用になる場合は、双方の自治体の件数の合計で算定します。また、非特定行政庁の場合はゼロ件として算定します。

No	分類	質疑	回答
36	その他	<p>電子化の義務化について 第4回連絡協議会総会で、共用DB利用の義務化について意見書として取りまとめ、国土交通省に働きかけるということだったが、その後の状況は如何。</p> <p>義務化かどうかについて財政部局への説明が変わってくることから、H22年度予算ヒアリング（10月頃）までには方針が出ないと対応できない（義務化でないと予算化できないことが多い）。</p>	<p>義務化につきましては、アンケート調査により特定行政庁及び指定確認検査機関の多くの賛同を得られていないこともあり、国土交通省からは法令等の改正は難しい旨の返答をいただいている状況です。</p> <p>今後も引き続き、働きかけを続けてまいります。</p>

本資料に関するお問い合わせ
財団法人建築行政情報センター
企画課（担当 久保、福田）
TEL03-5225-7706 dbinfo@icba.or.jp

「建築行政共用データベースシステム 導入の手引き」Ver3.4
作成日 平成 21 年 8 月 14 日
最終更新日 平成 23 年 6 月 1 日